

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>姿勢保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p><u>4 別表の1の(4)の装具（レディメイド）の購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の百分の百に相当する額とする。</u></p> <p>5 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、<u>前二項</u>の規定にかかわらず、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百十に相当する額とする。</p> <p>一 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u></p> <p>二 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u></p>	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>座位保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、別表の規定による<u>価格</u>の百分の百十に相当する額とする。</p> <p>一 <u>別表の1の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u></p> <p>二 <u>別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u></p>

三 別表の3の(1)のエの表に掲げる断端袋の交換

四 別表の3の(2)のエの表に掲げる断端袋の交換

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 別表の3の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げる付属品交換(別表の1の(6)のエの(ウ)の表に掲げるクッション(カバー付き)、背クッション、枕(レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー及びリフレクタの交換に限る。)

六 別表の3の(7)の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリーの項に掲げるバッテリー交換(リチウムイオン電池)、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換(別表の1の(7)のエの(ウ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。)並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリーの項に掲げるバッテリー交換(リチウムイオン電池)

(新設)

(新設)

三 別表の3の(5)の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突交換

四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換(遮光用及び弱視用に係るものを除く。)

五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)

六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組み合わせのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー)交換、リフレクタ(反射器一夜光反射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガードル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換

八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕(オーダー)交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガードル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(

及びバッテリー交換（ニッケル水素電池）並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換

七 別表の3の(8)のその他の表の視覚障害者安全つえの項に掲げるマグネット付き石突交換

八 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げる枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）

九 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げるレンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。）

十 別表の3の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

十一 別表の3の(8)のその他の表の歩行補助つえの項に掲げる凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

十二 別表の3の(8)のその他の表の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換

十三 別表の3の(8)のその他の表の人工内耳の項に掲げる人工内耳用音声信号処理装置修理

6 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項、第四項又は前項の費用の額の基準は、前三項の規定にかかわらず、それぞれ第三項、第四項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。

別表

雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器—夜光反射板）交換及びテーブル交換

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

九 別表の3の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

十 別表の3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換

十一 別表の3の(5)の人工内耳の項中人工内耳用音声信号処理装置修理

5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項又は前項の費用の額の基準は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ第三項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。

別表

1 購入基準

(1) 義肢一般構造義肢

義肢とは、欠失した上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の形態又は機能を代償するために装着及び使用する人工の手足をいう。

そのうち、殻構造義肢とは、義肢に働く外力を殻で負担し、同時に、この殻の外形が手足の外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	採型区分	定義	備考
肩義手	A-1	<p><u>肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断及び上腕骨頸部^{（肩）}切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u> <u>(能動式)</u> 主として、上肢帯及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの <u>(電動式)</u> 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>

1 購入基準

(1) 義肢一般構造義肢
(新設)

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
上腕義手	装飾用	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。</u> <u>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留</u></p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とする。</p>	

		<p>(電動式) <u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u> (その他) <u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>				<p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具や継手を制御するものであること。</p>	
				肩義手	装飾用	<p>肩継手は、可動で外転式、屈曲—伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</p> <p>ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</p> <p>その他は上腕義手装飾用と同じ。</p>	
前腕義手	A-4	<p>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (能動式) <u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド</u></p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>		作業用	<p>肩継手は、必要に応じて固定できること。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>	
				能動式	ハンド型手部分付	<p>肩継手は、装飾用と同じ。</p> <p>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにするこ</p>	

		<p>行うための力源に電気エネルギーを用いるもの (その他)</p> <p>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</p>				<p>残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</p>
				作業用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>必要に応じて上腕カフ（縮革）にハーネスを付けること。</p> <p>ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</p>
手指義手	A-7	<p>手指義手とは、手指切断に用いるものであって、次に掲げるものをいい、キャップ式又は手袋型のいずれかによることとする。 (能動式)</p> <p>切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、リンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの (その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）のもの</p>				<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則と</p>
				能動式	<p>長断端用</p> <p>ハンド型</p> <p>長断端用</p> <p>フック型</p>	

		<p>に掲げるものをいう。</p> <p>(差込式)</p> <p>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</p> <p>(ライナー式)</p> <p>ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</p> <p>(吸着式)</p> <p>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能をもたせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</p>				<p>い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。</p> <p>肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないように適切な保護用被覆を行うこと。</p>	
下腿義足	B-4	<p>下腿義足とは、下腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。ライナーの有無は問わない。</p> <p>(差込式)</p> <p>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</p>		電動式	上腕義手電動式と同じ。		
			手義手	装飾用	前腕義手装飾用と同じ。		
				作業用	前腕義手作業用と同じ。		
				能動式	前腕義手能動式長断端用と同じ。		
				電動式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。		
					ソケットは、断端と		

		<p>(PTB式)</p> <p><u>膝蓋腱（靭帯）を主とし、脛骨内側脛部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持し、PTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</u></p> <p>(PTS式)</p> <p><u>膝蓋骨及び大腿骨顆部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p>(KBM式)</p> <p><u>膝蓋骨を露出させている義足で、かつ、大腿骨顆部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p>(TSB式)</p> <p><u>断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、PTS式及びKBM式を除く。</u></p>					<p>の適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p> <p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具を制御するものであること。</p>
				手部義手	装飾用	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>手袋型とすること。</u></p>	
					作業用	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>手部又は前腕部に固定できるようにすること。</u></p> <p><u>手部には、作業に必要な装置を付けること。</u></p>	
					電動式	<p><u>手義手電動式と同じ。</u></p>	
サイム義足	B-5	<p><u>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(差込式)</p> <p><u>断端とソケットとの間に</u></p>		手指義手	装飾用	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品</u></p>	

		<p>余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの (有窓式) ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</p>				<p>を選択し、組み合わせで製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。</p>		
足根中足義足	B-6	<p>足根中足義足とは、足根中足切断（足根部から中足部までの切断で、ポイド切断及びピロゴフ切断を含む）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (足袋式) 足袋式ソケットに足先（完成用部品含む）等を接合したもので、後方開きで紐やベルトで固定するもの (下腿部支持式) 下腿部に及ぶ構造を有するもので、断端部が不良等の理由により体重支持が困難な場合に使用されるもの</p>		作業用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。 指部は、作業に適すよう形成すること。</p>		
足趾義足	B-7	<p>足趾義足とは、足趾切断に用い、踵部にベルト等を引き掛け、又は足袋型にして装着するものをいう。</p>		股義足	常用	普通	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付</p>	大腿短断端を含む。

		作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
	大腿義足	常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。</p> <p>ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p>	
		吸着式常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に</p>	差込吸着式を含む。

適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。

義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。

膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実に信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。

断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。

SACH足部は、体

		<p>重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p>断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気室を設けてもよいこと。</p>	
	作業用	<p>耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。</p> <p>その他は常用と同じ。</p>	
	膝義足 常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p> <p>ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持に</p>	

			<p>は断端未受を入れること。</p> <p>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</p> <p>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</p> <p>膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。</p>
		作業用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用に同じ。</p>
	下腿義足	常用	<p>普通</p> <p>(軽便式を含む)</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</p> <p>膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩</p>

				<p>行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p> <p>大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。</p>	
			<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリングを用いて試歩行を行った上で組み立てること。</p> <p>精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省</p>	<p>P</p> <p>T</p> <p>B</p> <p>式</p>	<p>サイム切 断を 含む。</p>

			同じ。	
	作業用		耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。	
	果義足		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとすること。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。</p>	ピロゴフ切断を含む。
	足根中足義足	鋼板入り	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>断端の骨突出部を損傷しないようソケット</p>	

		<p>の適合とソケット構造に特に留意すること。</p> <p>足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。</p> <p>足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。</p>
	足袋式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。</p> <p>断端から踵までを包み足袋型とすること。</p> <p>締付けは、前後いずれでもよいこと。</p> <p>足部は、牛なめし革を張り付けること。</p>
	下腿部支持式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>

ア 基本工作法	
工 程	作 業 の 内 容

	義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。	
足指義足	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。</p>	
(注)		
<p>1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p> <p>2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。</p> <p>3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。</p> <p>5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとする。</p>		
ア 基本工作法		
工 程	作 業 の 内 容	

(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに <u>継手位置</u> の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、 <u>PVAバッグ</u> の被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手： <u>パラフィン</u> 、 <u>プラスチックフォーム</u> 、 <u>ギプス</u> 等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びに <u>バッテリー及びコントローラ収納場所</u> の確保（電動式） 義足：（略）
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの <u>調整</u> 、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及び <u>樹脂注型</u> 並びに感度調整用窓加工（ <u>電動式</u> ） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装

(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに <u>継手の中心位置</u> の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、 <u>PVAバック</u> の被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手： <u>パラフィン</u> 、 <u>プラスチックフォーム</u> <u>ギプス</u> 等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びに <u>バッテリー及びコントローラ収納場所</u> の確保（電動式） 義足：（略）
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの <u>修正</u> 、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及び <u>ラミネーション</u> 並びに感度調整用窓加工（ <u>電動義手</u> ） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、 <u>内部余肉</u> の

(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

イ (略)

ウ 基本価格

名称	採区分	型式	上限価格 円	備考
義手用	A-1	能動式	50,900	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。
		電動式	90,800	
		その他	38,200	
	A-2	能動式	47,800	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
		電動式	84,000	
		その他	40,700	
A-3	能動式	43,000	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。	
	電動式	75,900		
	その他	37,100		
A-4	能動式	37,800	全ての型式において、 ^が 顎上懸垂式は、14,800円増しとすること。 スプリットソケットは、22,200円増しとすること。	
	電動式	66,900		
	その他	36,000		
A-5	能動式	37,200		
	電動式	65,400		
	その他	32,600		
A-6	能動式	18,900		
	電動式	33,400		

	除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ (略)

ウ 基本価格

名称	採区分	型式	価格 円	備考
義手用	A-1	装飾用	36,200	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
		作業用	36,200	
		能動式	48,200	
	A-2	装飾用	38,500	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作業用	38,500	
		能動式	45,200	
A-3	装飾用	35,100	吸着式は、28,000円増しとすること。	
	作業用	35,100		
	能動式	40,700		
A-4	装飾用	34,100	顎上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。	
	作業用	34,100		
	能動式	35,800		
A-5	装飾用	30,900		
	作業用	30,900		
	能動式	35,200		
A-6	装飾用	11,800		
	作業用	11,800		

		その他	12,400	
	A-7	能動式	14,600	
		その他	9,950	
義足用	B-1	(削る) (削る)	236,700 (削る)	片側骨盤切断用は、 <u>20,100円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	76,300 126,500 175,600	短断端切断用キップシャフトは、 <u>56,800円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>53,200円</u> 増しとし、 <u>チェックソケット</u> 加算ができること。
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	74,400 97,500 146,600	大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。
	B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	60,800 86,500 103,700 106,700 86,500	大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。
	B-5	差込式 有窓式	49,400 74,400	
	B-6	足袋式 下腿部 支持式	25,900 74,400	
	B-7		19,800	
(注)				
1 (略)				
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる				

		能動式	17,900	
		電動式	31,600	
	A-7	装飾用 作業用	9,450 13,800	
義足用	B-1	受皿式 カナダ式	110,500 110,500	片側骨盤切断用は、 <u>19,000円</u> 増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	72,200 119,600 166,000	短断端切断用キップシャフトは、 <u>53,700円</u> 増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>58,700円</u> 増しとすること。
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	70,400 92,200 138,600	大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。
	B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	57,500 81,800 98,100 100,900 81,800	大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。
	B-5	差込式 有窓式	46,700 70,400	
	B-6	足袋式 下腿部 支持式	24,500 70,400	
	B-7		18,800	
(注)				
1 (略)				
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる				

場合に限り、50,600円加算できること。

- 3 吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケット、坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
		皮 革	10,100	
		熱硬化性樹脂	22,600	
		(削る)	(削る)	
		熱可塑性樹脂	5,750	
		(削る)	(削る)	
A-2	A-2	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
		皮 革	13,300	
		熱硬化性樹脂	15,500	
		(削る)	(削る)	
		熱可塑性樹脂	7,500	
		(削る)	(削る)	

場合に限り、47,900円加算できること。

- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	(新設)
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂	21,900	
		(電動式)		
		熱可塑性樹脂	5,450	
A-2	A-2	アルミニウム、セルロイド	10,300	(新設)
		皮 革	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂	15,200	
		(電動式)		
		熱可塑性樹脂	7,100	
(電動式)	熱可塑性樹脂	7,550		
	(電動式)			

A-3	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
	皮 革	14,300	
	熱硬化性樹脂 (削る)	15,500	
	熱可塑性樹脂 (削る)	5,300	
A-4	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
	皮 革	13,100	
	熱硬化性樹脂 (削る)	15,200	
	熱可塑性樹脂 (削る)	5,200	
A-5	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
	皮 革	9,900	
	熱硬化性樹脂 (削る)	14,400	
	熱可塑性樹脂 (削る)	7,500	
A-6	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
	皮 革	9,650	
	熱硬化性樹脂 (削る)	11,700	
	(削る)	(削る)	

A-3	アルミニウム、セルロイド	10,300	(新設)
	皮 革	13,600	
	熱硬化性樹脂	14,700	
	熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	5,050	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	5,550	
A-4	アルミニウム、セルロイド	9,100	(新設)
	皮 革	12,400	
	熱硬化性樹脂	14,400	
	熱硬化性樹脂 (電動式)	14,800	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	4,950	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	5,450	
A-5	アルミニウム、セルロイド	10,900	(新設)
	皮 革	9,400	
	熱硬化性樹脂	13,700	
	熱硬化性樹脂 (電動式)	14,100	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	7,100	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	7,600	
A-6	セルロイド	8,900	(新設)
	皮 革	9,150	
	熱硬化性樹脂	11,100	
	熱硬化性樹脂	11,500	

		熱可塑性樹脂 (削る)	7,350 (削る)	
	A-7	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	4,300 4,350 3,750	
義足用	B-1	(削る)	(削る)	
		熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	40,000 16,800	
	B-2	木製 (削る)	54,500 (削る)	エアクションソケットは、 <u>17,200円</u> 増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,900円</u> 増しとすること。
	B-3	(削る)	(削る)	エアクションソケットは、 <u>17,200円</u> 増しとすること。 二重式ソケット
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	27,500 46,000 20,800	

		(電動式) 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	6,950 7,350	
		(電動式)		
	A-7	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	4,100 4,150 3,550	
義足用	B-1	アルミニウム、 セルロイド	23,100	
		熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	37,900 15,900	
	B-2	木製 アルミニウム、 セルロイド	51,600 15,400	エアクションソケットは、 <u>16,300円</u> 増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,900円</u> 増しとすること。
	B-3	アルミニウム、 セルロイド	15,700	エアクションソケットは、 <u>16,300円</u> 増しとすること。 二重式ソケット
		皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	26,000 43,500 19,700	

			は、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,600円</u> 増しとすること。
B-4	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>19,300</u> <u>28,100</u> <u>14,700</u>	エアクションソケットは、 <u>15,600円</u> 増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>7,350円</u> 増しとすること。
B-5	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>19,600</u> <u>26,700</u> <u>11,600</u>	エアクションソケットは、 <u>14,300円</u> 増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキ

			は、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,600円</u> 増しとすること。
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>12,300</u> <u>18,300</u> <u>26,600</u> <u>13,900</u>	エアクションソケットは、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,950円</u> 増しとすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>12,800</u> <u>18,600</u> <u>25,300</u> <u>11,000</u>	エアクションソケットは、 <u>13,600円</u> 増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキ

			ネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>10,200円</u> 増しとすること。
B-6	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂	(削る) <u>11,500</u> <u>24,600</u> (削る) <u>11,400</u>	エアクションソケットは、 <u>13,500円</u> 増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,250円</u> 増しとすること。 下腿部支持式については、 <u>2,100円</u> 増しとすること。
B-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>10,100</u> <u>22,400</u> <u>10,800</u>	
(注) アルミニウムについては、皮革に準ずること。			

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,950</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>5,050</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,550</u>	
A-2	皮 革	軟性発泡樹脂	<u>4,350</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,900</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,150</u>	

			ネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>9,700円</u> 増しとすること。
B-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (下腿部支持式) 熱可塑性樹脂	<u>12,700</u> <u>10,900</u> <u>23,300</u> <u>25,300</u> <u>10,800</u>	エアクションソケットは、 <u>12,800円</u> 増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>5,950円</u> 増しとすること。
B-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>9,550</u> <u>21,200</u> <u>10,300</u>	
(新設)			

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	皮 革	<u>4,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,800</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,100</u>	
A-2	皮 革	軟性発泡樹脂	<u>4,150</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,750</u>	

	A-3	皮	革	4,350	
		軟性発泡樹脂		4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂		8,150	
	A-4	皮	革	4,250	
		軟性発泡樹脂		4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂		7,900	
	A-5	皮	革	4,250	
		軟性発泡樹脂		4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂		7,900	
義足用	B-1	皮	革	7,400	
		軟性発泡樹脂		5,600	
		皮革・軟性発泡樹脂		11,200	
	B-2	皮	革	5,700	
		軟性発泡樹脂		5,200	
		皮革・軟性発泡樹脂		7,400	
皮革・フェルト シリコーン			10,200 46,500		
B-3	皮	革	6,400		
	軟性発泡樹脂		5,350		
	皮革・軟性発泡樹脂		10,200		
	皮革・フェルト シリコーン		11,300 50,100		
B-4	皮	革	4,700		
	軟性発泡樹脂		5,000		
	皮革・軟性発泡樹脂		7,600		
	皮革・フェルト シリコーン		8,800 40,000		
B-5	皮	革	4,950		
	軟性発泡樹脂		8,000		
	皮革・軟性発泡樹脂		8,700		
B-6	皮	革	3,150	下腿部支持式につ	

	A-3	皮	革	4,150	
		軟性発泡樹脂		4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂		7,750	
	A-4	皮	革	4,050	
		軟性発泡樹脂		4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂		7,500	
	A-5	皮	革	4,050	
		軟性発泡樹脂		4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂		7,500	
義足用	B-1	皮	革	7,000	
		軟性発泡樹脂		5,300	
		皮革・軟性発泡樹脂		10,600	
	B-2	皮	革	5,400	
		軟性発泡樹脂		4,950	
		皮革・軟性発泡樹脂		7,000	
皮革・フェルト シリコーン			9,700 44,000		
B-3	皮	革	6,050		
	軟性発泡樹脂		5,100		
	皮革・軟性発泡樹脂		9,650		
	皮革・フェルト シリコーン		10,700 47,400		
B-4	皮	革	4,450		
	軟性発泡樹脂		4,750		
	皮革・軟性発泡樹脂		7,200		
	皮革・フェルト シリコーン		8,350 37,900		
B-5	皮	革	4,700		
	軟性発泡樹脂		7,600		
	皮革・軟性発泡樹脂		8,250		
B-6	皮	革	3,000	(新設)	

	(削る)	(削る)	いては、4,450円増しとすること。
	軟性発泡樹脂 (削る)	3,550 (削る)	
	皮革・軟性発泡樹脂 (削る)	6,300 (削る)	
B-7	皮革	2,400	
	軟性発泡樹脂	2,850	
	皮革・軟性発泡樹脂	4,900	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名称	型式	部位	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	能動式	肩部		9,500	肩義手で、ソケットに続く
		上腕部	熱硬化性樹脂	26,400	部分の形状を
			熱可塑性樹脂	8,500	健側のように
		前腕部		21,700	整えるため又
	電動式	肩部		11,500	は上腕部との
		上腕部		32,500	接続のために
		前腕部		26,700	修正を行う場
		手部		26,700	合は、9,900
その他		肩部		9,500	円増しとする
		上腕部	熱硬化性樹脂	26,400	こと。
			熱可塑性樹脂	8,500	
		前腕部	熱硬化性樹脂	21,700	

	皮革	4,700	
	(下腿部支持式)		
	軟性発泡樹脂	3,400	
	軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	7,600	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
	皮革・軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	8,250	
B-7	皮革	2,300	
	軟性発泡樹脂	2,700	
	皮革・軟性発泡樹脂	4,650	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名称	型式	部位	使用材料	価格 円	備考
義手用	装飾用	肩部		9,000	
	能動式	上腕部	アルミニウム、	8,050	
	作業用		セルロイド		
			熱硬化性樹脂	25,000	
		前腕部	アルミニウム、	10,200	
			セルロイド		
			熱硬化性樹脂	20,600	
	作業用 (幹部 使用)	上腕部		8,050	肩義手用及び 上腕義手用に 幹部を使用す る場合に限る こと。

		熱可塑性樹脂	10,700	
義足用	股部		11,600	股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,700円増しとすること。
	大腿部	木製 熱硬化性樹脂	34,500 36,100	膝義足の場合を含む。 股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合は、31,600円とすること。
	下腿部	木製 熱硬化性樹脂	30,100 35,500	サイム義足の場合を含む。
	足部	軟性発泡樹脂	16,100	サイム義足、足根中足義足及び足趾義足の場合に限り加えることができること。

(注)

1 (略)

	前腕部		10,200	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
	電動式	肩部	熱硬化性樹脂	10,900
		上腕部	熱硬化性樹脂	30,800
		前腕部	熱硬化性樹脂	25,300
		手部	熱硬化性樹脂	25,300
義足用	常用	股部		11,000
	作業用	大腿部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	32,700 33,000 34,200
		下腿部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	28,500 29,900 33,600
		足部	軟性発泡樹脂	15,300
	作業用 (鉄脚使用)	大腿部		62,900
		下腿部		29,900

(注)

1 (略)

2 アルミニウムは木製に準ずること。

(削る)

(削る)

(削る)

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用部品	上限価格 円	備考
義手用ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	
	上腕義手用 肘義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	23,500	
		肩たすき一式	11,900	
		8字ハーネス一式	10,800	
	前腕義手用 手義手用 手部義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	20,200	
		8字ハーネス一式	8,750	
		9字ハーネス一式	5,650	
		たわみ式肘継手(一組)	2,750	
		Yストラップ	2,750	
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5,700	
	股義足用	懸垂帯一式	17,000	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	8,250	

2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。

3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。

4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。

5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義手用ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用 (新設)	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22,300	
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用 (新設) (新設)	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19,100	
		8字ハーネス一式	8,300	
		9字ハーネス一式	5,350	
		たわみ式肘継手(一組)	2,600	
		前方支持バンド	2,600	
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5,400	
	股義足用	懸垂帯一式	16,100	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,800	

義足懸垂用部品	膝義足用	肩吊り帯	7,100	(削る)
		腰バンド	9,800	
		横吊帯	1,850	
		義足用股吊帯一式	4,700	
断端袋	下腿義足用	腰バンド	9,800	懸垂用膝カフは、 P T B カフベルト に準ずること。
	サーム義足用	横吊帯	2,500	
		大腿コルセット一式	12,800	
		P T B カフベルト一式	9,750	
(削る)	上腕用		3,350	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
	前腕用		3,550	
	大腿用		5,600	
	下腿用		5,900	

(オ) 外装

名称	外装部位	使用材料等	上限価格 円	備考
義手用	肩部	皮	6,200	
		プラスチック	17,100	
		塗装	2,200	
	上腕部	皮	6,400	

義足懸垂用部品	(新設)	肩吊り帯	6,750	価格は、1本当たりのものであること。
		腰バンド	9,300	
		横吊帯	1,750	
		義足用股吊帯	2,250	
(新設)	下腿義足用	腰バンド	9,300	(新設)
	(新設)	横吊帯	2,400	
		大腿もも締め一式	12,100	
		P T B カフベルト一式	9,250	
(注)	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)	
	(新設)		(新設)	
	(新設)		(新設)	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サーム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。

(オ) 外装

名称	外装部位	使用材料等	価格 円	備考
義手用	肩部	皮	5,900	
		プラスチック	16,200	
		塗装	2,100	
	上腕部	皮	6,050	

		プラスチック	16,600	
		塗 装	1,950	
	前腕部	皮 革	6,200	
		プラスチック	13,000	
		塗 装	2,050	
義足用	股 部	皮 革	11,400	
		プラスチック	18,800	
		塗 装	3,650	
	大腿部	皮 革	9,350	
		プラスチック	16,800	
		塗 装	3,250	
	下腿部	皮 革	8,500	
		プラスチック	14,600	
		塗 装	2,900	
	足 部	表 革	5,700	
		裏 革	3,900	
		塗 装	3,750	
		リアルソックス	1,150	(略)

オ 完成用部品

完成用部品とは、殻構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義手	肩 義 手	(削る)	(削る)	耐用年数以内の 破損及び故障に 際しては、原則 として修理又は
		(削る)	(削る)	
		能 動 式	3	
		電 動 式	3	

		プラスチック	15,700	
		塗 装	1,850	
	前腕部	皮 革	5,900	
		プラスチック	12,300	
		塗 装	1,950	
義足用	股 部	皮 革	10,800	
		プラスチック	17,800	
		塗 装	3,450	
	大腿部	皮 革	8,850	
		プラスチック	15,900	
		塗 装	3,100	
	下腿部	皮 革	8,050	
		プラスチック	13,800	
		塗 装	2,750	
	足 部	表 革	5,400	
		裏 革	3,700	
		塗 装	3,550	
		リアルソックス	1,100	(略)

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義手	上 腕 義 手	装 飾 用	4	耐用年数以内 の破損及び故障 に際しては、原 則として修理又
		作 業 用	3	
		能 動 式	3	
		電 動 式	3	

		その他(装飾用以外)	3	調整を行うこと。		(新設)	(新設)	は調整を行うこと。		
	上腕義手	その他(装飾用)	4		耐用年数とは、	肩義手	(新設)		(新設)	(新設)
		(削る)	(削る)		通常の使用状態		装飾用		4	(新設)
		(削る)	(削る)		において当該補		作業用		3	
		能動式	3		装具が修理不能		能動式		3	
		電動式	3		となるまでの予		電動式		3	
		その他(装飾用以外)	3		想年数を示して		(新設)		(新設)	
		その他(装飾用)	4		いるものである	肘義手	(新設)		(新設)	
	肘義手		3		ため、耐用年数	前腕義手				3
	前腕義手		3		を一律に適用し	手義手				3
	手義手		3		ないこと。	手部義手	装飾用			1
	手部義手	(削る)	(削る)				作業用			2
		(削る)	(削る)				(新設)		(新設)	
		能動式	3				電動式			3
		電動式	3			(新設)	(新設)			
		その他(装飾用以外)	2			(新設)	(新設)			
		その他(装飾用)	1		手指義手	装飾用		1		
	手指義手	(削る)	(削る)			作業用		2		
		(削る)	(削る)			(新設)	(新設)			
		能動式	2			(新設)	(新設)			
		電動式	3			(新設)	(新設)			
		その他(装飾用以外)	2			(新設)	(新設)			
		その他(装飾用)	1			(新設)	(新設)			
義足	股義足		4		義足	股義足		4		
	大腿義足	(削る)	(削る)			大腿義足	常用	3		
		差込式	3				(新設)	(新設)		
		ライナー式	3				(新設)	(新設)		
		吸着式	5			吸着式		5		
		(削る)	(削る)			作業用		3		
	膝義足	(削る)	(削る)		膝義足	常用		3		
		(削る)	(削る)			作業用		2		
		差込式	3			(新設)	(新設)			

	<u>ライナー式</u>	3	
	<u>吸着式</u>	5	
下腿義足		2	
<u>サイム義足</u>		2	
足根中足義足	(削る)	(削る)	
	足袋式	1	
	下腿部支持式	2	
<u>足趾義足</u>		1	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 (削る)	3 (削る)	(略)
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	(略) 1 <u>義肢本体のうち「手部義手」及び「手指義手」の「その他（装飾用）」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足趾義足」</u>

	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
下腿義足			2
<u>果義足</u>			2
足根中足義足	<u>鋼板入り</u>		2
	足袋式		1
	下腿部支持式		2
<u>足指義足</u>			1

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	3	(略)
<u>リストメタル</u>	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	(略) 1 <u>義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」</u>

	2・3 (略)	なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
--	---------	--

(削る)

(2) 義肢一骨格構造義肢

骨格構造義肢とは、義肢に働く外力を義肢の中心軸にあるパイプ、支柱等の骨格部で負担し、プラスチックフォームなどの軟材料の成型品をかぶせて外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	採型区分	定義	備考
肩義手	A-1	肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断、及び上腕骨頸部切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (能動式) 主として、上肢帯及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コント	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること

	2・3 (略)	(新設)
--	---------	------

備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢一骨格構造義肢
(新設)

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
肩義手	装飾用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価	
上腕義手	装飾用	肩義手と同じ。		

		<u>ロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u> <u>(その他)</u> <u>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</u>	。	<u>前腕義手</u> <u>装飾用</u> <u>肩義手と同じ。</u>	格を合算
				<u>股義足</u> <u>カナダ式</u> <u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</u>	した額と片側骨盤切断用を含むものと。
				<u>大腿義足</u> <u>差込式</u> <u>股義足と同じ。</u> <u>吸着式</u> <u>股義足と同じ。</u>	キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
<u>上腕義手</u>	<u>A-2</u>	<u>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u> <u>(能動式)</u> <u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u> <u>(その他)</u> <u>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要とな</u>	<u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること</u> <u>。</u>	<u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着</u>	

		<p>る特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの) のものを含む。</p>	
肘義手	A-3	<p>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)、作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの) のものを含む。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけ才の完成用部品を加えること。</p>
前腕義手	A-4	<p>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p>	<p>作業用の手先具は、3個を</p>

		<p>脱できるように製作すること。</p>	
下腿義足	PTB式	膝義足と同じ。	
	PTS式	膝義足と同じ。	
	KBM式	膝義足と同じ。	
	TSB式	膝義足と同じ。	
	長断端用	膝義足と同じ。	<p>サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。</p>
<p>(注)</p> <p>1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、力の耐用年数によるものとする。</p> <p>3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。</p> <p>4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。</p>			

		<p><u>(能動式)</u> <u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p><u>(その他)</u> <u>能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)、作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。</u></p>	<p><u>限度として必要な数だけでの完成用部品を加えること</u></p>
<u>股義足</u>	<u>B-1</u>	<p><u>股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いる義足とする。</u></p>	
<u>大腿義足</u>	<u>B-2</u>	<p><u>大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u> <u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によって懸垂するもの。</u></p>	

		<p><u>ソケット底を開放した型式</u> <u>(オープンエンドソケット)</u> <u>のものを含む。</u></p> <p><u>(ライナー式)</u> <u>ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</u></p> <p><u>(吸着式)</u> <u>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</u></p>		
膝義足	B-3	<p><u>膝義足とは、膝関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(差込式)</u> <u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u></p> <p><u>(ライナー式)</u> <u>ソケットとのインターフェイスにライナーを用いる義足。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</u></p> <p><u>(吸着式)</u> <u>ソケットと断端表面との</u></p>		

		<p><u>間に陰圧による吸着作用を生じさせ懸垂するもの。ライナーを使用するものは含まない。</u></p>	
<p><u>下腿義足</u></p>	<p><u>B-4</u></p>	<p><u>下腿義足とは、下腿切断に用いる以下の義足とし、ライナーの有無は問わない。</u></p> <p><u>(差込式)</u></p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</u></p> <p><u>(PTB式)</u></p> <p><u>膝蓋腱(靭帯)を主とし、脛骨内側顆部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持するもので、PTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</u></p> <p><u>(PTS式)</u></p> <p><u>膝蓋骨及び大腿骨顆部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p><u>(KBM式)</u></p> <p><u>膝蓋骨を露出させている</u></p>	

		<p>もので、かつ大腿骨顆部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。</p> <p>(TSB式)</p> <p>断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、PTS式及びKBM式を除く。</p>	
サイム義足	B-5	<p>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(差込式)</p> <p>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</p> <p>(有窓式)</p> <p>ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</p>	

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソ

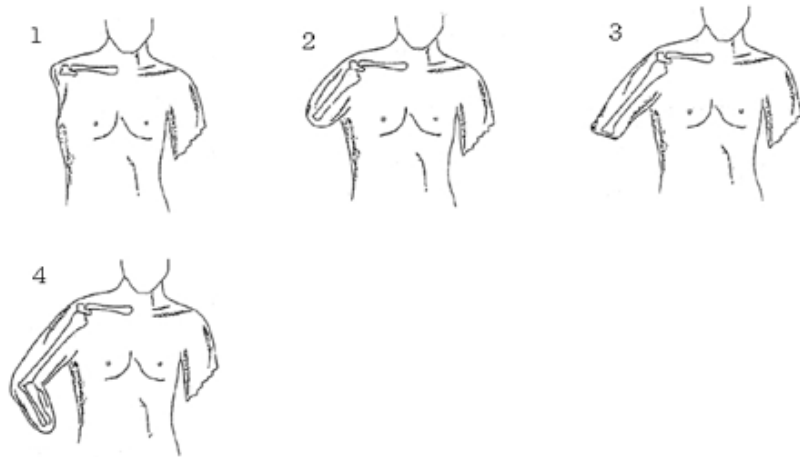
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソ

	ケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、 <u>PVAバッグ</u> の被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手： <u>パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス</u> 等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの調整、 <u>適合の点検</u> 及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手： <u>フォームカバーの穴掘り</u> 及び外形の研削、ストックネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、 <u>外形の形成及び外装</u>
(ク) 適合検査	<u>適合、アライメント及び機能の最終点検</u> 並びに動作及び操作の確認

	ケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、 <u>PVAバック</u> の被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手： <u>パラフィン、プラスチックフォームギプス</u> 等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、 <u>適合の点検</u> 及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手： <u>フォームラバーの穴掘り</u> 及び外形の研削、ストックネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、 <u>外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検</u>
(ク) 適合検査	<u>適合及びアライメントの点検</u> 並びに操作の指導

イ 採型区分
A 義手

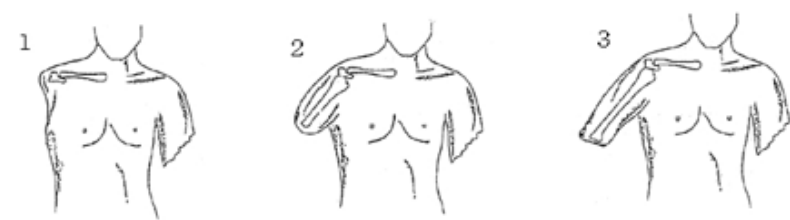


B (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	上限価格 円	備考
義手用	A-1	能動式 その他	50,900 38,200	肩甲胸郭間切断用は、 15,000円増しとすること。
	A-2	能動式 その他	47,800 40,700	吸着式は、29,600円増しと すること。
	A-3	能動式 その他	43,000 37,100	吸着式は、29,600円増しと すること。
	A-4	能動式 その他	37,800 36,000	顆上懸垂式は、14,800円増 しとすること。 スプリットソケットは、 22,200円増しとすること。
義足用	B-1	(削る)	236,700	片側骨盤切断用は、20,100

イ 採型区分
A 義手



B (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	型式	価格 円	備考
義手用	A-1	装飾用	36,200	肩甲胸郭間切断用は、 14,200円増しとすること。
	A-2	装飾用	38,500	吸着式は、28,000円増しと すること。
	A-3	装飾用	34,100	顆上懸垂式は、14,000円増 しとすること。 スプリットソケットは、 21,000円増しとすること。
義足用	B-1	カナダ式	110,500	片側骨盤切断用は、19,000

			円増しとすること。
B-2	差込式	76,300	短断端切断用キップシャフトは、56,800円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとし、チェックソケット加算ができること。
	ライナー式	126,500	
	吸着式	175,600	
B-3	差込式	74,400	
	ライナー式	97,500	
	吸着式	146,600	
B-4	差込式	60,800	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
	PTB式	86,500	
	PTS式	103,700	
	KBM式	106,700	
	T SB式	86,500	
B-5	差込式	49,400	
	有窓式	74,400	
(注)			
1 (略)			
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、 <u>50,600円</u> 加算できること。			
3 <u>吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケット、坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円</u> 加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。			
4 (略)			

			円増しとすること。
B-2	差込式	72,200	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
	ライナー式	119,600	
	吸着式	166,000	
B-3	差込式	70,400	
	ライナー式	92,200	
	吸着式	138,600	
B-4	差込式	57,500	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	PTB式	81,800	
	PTS式	98,100	
	KBM式	100,900	
	T SB式	81,800	
B-5	差込式	46,700	
	有窓式	70,400	
(注)			
1 (略)			
2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、 <u>47,900円</u> 加算できること。			
3 <u>坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円</u> 加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。			
4 (略)			

エ 製作要素価格

(7) ソケット

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考	
義手用	A-1	(削る)	(削る)		
		皮革	10,100		
		熱硬化性樹脂	22,600		
		熱可塑性樹脂	5,750		
	A-2	(削る)	(削る)		
		皮革	13,300		
		熱硬化性樹脂	15,500		
		熱可塑性樹脂	7,500		
	A-3	(削る)	(削る)		
		皮革	13,100		
		熱硬化性樹脂	15,200		
		熱可塑性樹脂	5,200		
A-4	皮革	熱硬化性樹脂	13,100		
		熱硬化性樹脂	15,200		
		熱可塑性樹脂	5,200		
義足用	B-1	(削る)	(削る)		
		熱硬化性樹脂	40,000		
		熱可塑性樹脂	16,800		
	B-2	木製	54,500	エアクションソケットは、17,200円増しとすること。(略)	
		(削る)	(削る)		
		皮革	21,300		
		熱硬化性樹脂	31,100		

エ 製作要素価格

(7) ソケット

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考	
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700		
		皮革	9,550		
		熱硬化性樹脂	21,400		
		熱可塑性樹脂	5,450		
	A-2	アルミニウム、セルロイド	10,300		
		皮革	12,600		
		熱硬化性樹脂	14,700		
		熱可塑性樹脂	7,100		
	A-3	アルミニウム、セルロイド	9,100		
		皮革	12,400		
		熱硬化性樹脂	14,400		
		熱可塑性樹脂	4,950		
(新設)	(新設)	(新設)			
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド	23,100		
		熱硬化性樹脂	37,900		
		熱可塑性樹脂	15,900		
	B-2	木製	51,600	エアクションソケットは、16,300円増しとすること。(略)	
		アルミニウム、セルロイド	15,400		
		皮革	20,200		
		熱硬化性樹脂	29,400		

	熱可塑性樹脂	<u>18,300</u>	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,900円</u> 増しとすること。
B-3	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>27,500</u> <u>46,000</u> <u>20,800</u>	エアクションソケットは、 <u>17,200円</u> 増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>18,600円</u> 増しとすること。
B-4	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>19,300</u> <u>28,100</u> <u>14,700</u>	エアクションソケットは、 <u>15,600円</u> 増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>7,350円</u> 増しとすること。
B-5	(削る) 皮 革	(削る) <u>19,600</u>	エアクションソケットは、 <u>14,300円</u> 増しとすること。

	熱可塑性樹脂	<u>17,300</u>	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,900円</u> 増しとすること。
B-3	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>15,700</u> <u>26,000</u> <u>43,500</u> <u>19,700</u>	エアクションソケットは、 <u>16,300円</u> 増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>17,600円</u> 増しとすること。
B-4	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>12,300</u> <u>18,300</u> <u>26,600</u> <u>13,900</u>	エアクションソケットは、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 (略) 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>6,950円</u> 増しとすること。
B-5	アルミニウム、 セルロイド 皮 革	<u>12,800</u> <u>18,600</u>	エアクションソケットは、 <u>13,600円</u> 増しとすること。

	熱硬化性樹脂	26,700	と。
	熱可塑性樹脂	11,600	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>10,200円</u> 増しとすること。

(注)

アルミニウムについては、皮革に準ずること。

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A-1	皮革	4,950	
		軟性発泡樹脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,550	
	A-2	皮革	4,350	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
	A-3	皮革	4,350	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
	A-4	皮革	4,250	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
義足用	B-1	皮革	7,400	
		軟性発泡樹脂	5,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200	
	B-2	皮革	5,700	
		軟性発泡樹脂	5,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,400	
		皮革・フェルト	10,200	

	熱硬化性樹脂	25,300	と。
	熱可塑性樹脂	11,000	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、 <u>9,700円</u> 増しとすること。

(新設)

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考	
義手用	A-1	皮革	4,700		
		軟性発泡樹脂	4,800		
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100		
	A-2	皮革	4,150		
		軟性発泡樹脂	4,650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750		
	A-3	皮革	4,050		
		軟性発泡樹脂	4,650		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500		
	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
		(新設)	(新設)		(新設)
		(新設)	(新設)		(新設)
義足用	B-1	皮革	7,000		
		軟性発泡樹脂	5,300		
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600		
	B-2	皮革	5,400		
		軟性発泡樹脂	4,950		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000		
		皮革・フェルト	9,700		

	シリコーン	46,500
B-3	皮革	6,400
	軟性発泡樹脂	5,350
	皮革・軟性発泡樹脂	10,200
	皮革・フェルト	11,300
	シリコーン	50,100
B-4	皮革	4,700
	軟性発泡樹脂	5,000
	皮革・軟性発泡樹脂	7,600
	皮革・フェルト	8,800
	シリコーン	40,000
B-5	皮革	4,950
	軟性発泡樹脂	8,000
	皮革・軟性発泡樹脂	8,700

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名称	上限価格 円	備 考
肩義手用	15,300	ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は上腕部との接続のため に修正を行う場合は、9,850円増しとする こと。
上腕義手用	12,100	
肘義手用	12,100	
前腕義手用	12,000	
股義足用	18,300	ソケットに続く部分の形状を健側のよう に整えるため又は股継手の土台を積層す

	シリコーン	44,000
B-3	皮革	6,050
	軟性発泡樹脂	5,100
	皮革・軟性発泡樹脂	9,650
	皮革・フェルト	10,700
	シリコーン	47,400
B-4	皮革	4,450
	軟性発泡樹脂	4,750
	皮革・軟性発泡樹脂	7,200
	皮革・フェルト	8,350
	シリコーン	38,100
B-5	皮革	4,700
	軟性発泡樹脂	7,550
	皮革・軟性発泡樹脂	8,200

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名称	価 格 円	備 考
肩義手用	14,500	(新設)
上腕義手用	11,500	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	11,400	
股義足用	17,300	(新設)

		るために大幅な修正を行う場合は、11,600円増しとすること。
大腿義足用	18,300	
膝義足用	18,300	
下腿義足用	12,000	サイム義足を含む。
(削る)		

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用部品	上限価格 円	備考
義手用ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	
	上腕義手用 肘義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	23,500	
		肩たすき一式	11,900	
		8字ハーネス一式	10,800	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	20,100	
		8字ハーネス一式	8,750	
		9字ハーネス一式	5,650	
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5,700	
	股義足用	懸垂帯一式	16,900	
大腿義足用	シレジアバンド一式	8,150		
膝義足用	肩吊り帯	7,100		

大腿義足用	17,300	
(新設)	(新設)	
下腿義足用	11,400	(新設)
(注)		
<p>1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,350円増しとすること。</p> <p>2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,000円増しとすること。</p>		

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義手用ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用 (新設)	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22,300	
		肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19,000	
		8字ハーネス一式	8,300	
		9字ハーネス一式	5,350	
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5,400	
	股義足用	懸垂帯一式	16,000	
大腿義足用 (新設)	シレジアバンド一式	7,750		
	肩吊り帯	6,750		

義足懸垂用部品		腰バンド	9,750	(削る)
		横吊带	1,850	
		義足用股吊带一式	4,700	
	下腿義足用 サイム義足用	腰バンド	9,800	懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。
	横吊带	2,500		
	大腿コルセット一式	12,800		
	PTBカフベルト一式	9,750		
断端袋	上腕用		3,350	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
	前腕用		3,550	
	大腿用		5,600	
	下腿用		5,900	
(削る)				

(オ) 外装

名称	上限価格 円	備考
肩義手用	12,100	
上腕義手用	9,600	
肘義手用	9,050	
前腕義手用	8,550	

義足懸垂用部品		腰バンド	9,250	価格は1本当たりのものであること。
		横吊带	1,750	
		義足用股吊带	2,250	
	下腿義足用 (新設)	腰バンド	9,300	(新設)
	横吊带	2,400		
	大腿もも締め一式	12,100		
	PTBカフベルト一式	9,250		
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)	(新設)
(注)				
1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。				
2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。				
3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。				
4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。				
5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。				

(オ) 外装

名称	価格 円	備考
肩義手用	11,500	
上腕義手用	9,100	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	8,100	

股 義 足 用	30,400	
大 腿 義 足 用	24,400	
膝 義 足 用	21,700	
下 腿 義 足 用	19,200	サイム義足の場合は加算できないこと。

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

オ 完成用部品

完成用部品とは、骨格構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の
継 手 類 (削る)	3 (削る)	取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	3	耐用年数とは、通常の使用
ターンテーブル	3	状態において当該補装具が
手 袋	1.5	修理不能となるまでの予想
足 部	1.5	年数を示しているものであ
フォームカバー (義手用)	1.5	るため、耐用年数を一律に
フォームカバー (義足用)	0.5	適用しないこと。
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	(略)
		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮し

股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	(新設)

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の
継 手 類	3	の取替えにより修理又は調
リストメタル	3	整を行うこと。
手 部	3	(新設)
ターンテーブル	3	
手 袋	1.5	
足 部	1.5	
フォームカバー (義手用)	1.5	
フォームカバー (義足用)	0.5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	(略)
		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮し

15～17歳	1年6月	1・2 (略)	て定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
--------	------	---------	--

(削る)

(3) 装具 (オーダーメイド)

装具とは、上肢、下肢又は体幹の機能障害の軽減を目的として体表に装着し、機能を補助する器具のことをいい、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具に区分される。

そのうち、装具 (オーダーメイド) とは、採型等により個別に製作される装具をいい、アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

区分	名称	定義	備考
----	----	----	----

15～17歳	1年6月	1・2 (略)	て定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)
--------	------	---------	--

備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装具

(新設)

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び	価格	備考
----	----	------	-----------	----	----

						工作法				
下肢装具	股装具	股関節の運動を制御する装具の総称で、原則として仙腸支持部から大腿部に及ぶもの	児童にあっては、発育性股関節形成不全（先天性股関節脱臼）及びペルテス病用の装具を含む。	下肢装具	股装具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属棒 骨盤部が金属棒で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。 B 硬性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック C 軟性 布を主材料としたもの	アの基本工作法により、エ及びオにエ及びオのそれぞれ必要材料・部品を選択し、組み合わせること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。		
		A 硬性 陽性モデルによって成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。								
		B フレーム 仙腸支持部が金属棒で作られており、大腿部は下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの								
		C 軟性 軟性材料を主材料としたもので、仙腸支持部は板ばねで補強されているもの								
		D ツイスター 仙腸支持部あるいは大腿部と足部を連結し、下肢の内外旋を制御するもの。								
	長下肢装具	大腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、膝関節及び足関節の運動を制御し、若しくは大腿部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。仙腸支持部が連結された骨盤帯長下肢装具を含む。なお、カーボン		先天股脱装具	先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。 A リーメンビューゲル型（パブリック帯）					障害児に限る。

	<p>は、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができること。</p> <p><u>A 硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p><u>B 両側支柱付</u> 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p><u>C 片側支柱付</u> 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p>		<p>布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの</p> <p><u>B フォンローゼン型</u> 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの</p> <p><u>C バチェラー型</u> 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの</p> <p><u>D ローレンツ型</u> 股関節を開排位に固定保持するもの</p> <p><u>E ランゲ型</u> 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの</p>		
	<p><u>膝装具</u> 大腿部から下腿部に及ぶ構造を持つもので、膝関節の運動を制御するもの</p> <p><u>A 硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p><u>B 両側支柱付</u> 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ</p>		<p><u>内反足装具</u> <u>A 短下肢装具型</u> 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。</p>		<p>障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。</p>

	<p>れ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p><u>C 片側支柱付</u> 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p><u>D 軟性</u> 軟性材料を主材料としたもの</p>					
短下肢装具	<p>下腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、足関節の運動を制御し、若しくは下腿部あるいは足部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができること。</p> <p><u>A 硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p><u>B 両側支柱付</u> 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を連結する一つ以上の半月をもつもの</p> <p><u>C 片側支柱付</u> 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をも</p>					
			長下肢装具	<p><u>B 靴型装具型</u> 詳細は、靴型装具に準ずること。</p> <p><u>C デニスブラウン副子</u> 両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <p><u>1 足底板型</u> アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とする</p> <p><u>2 足部おおい型</u></p> <p><u>3 靴型装具型</u></p>		
				<p>大腿上部より足底に及ぶもの</p> <p><u>A 両側支柱</u> 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <p><u>1 高力アルミニウム合金</u></p> <p><u>2 鋼</u></p> <p><u>B 片側支柱</u></p>		

		<p><u>つもの</u> <u>D 後方支柱付</u> 下肢の長軸に沿って後方に支柱をもつもの</p> <p><u>E 軟性</u> 軟性材料を主材料としたもの</p>			<p><u>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</u> <u>1 高力アルミニウム合金</u> <u>2 鋼</u></p> <p><u>C 硬性</u> 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。 <u>1 不燃性セルロイド</u> <u>2 皮革</u> <u>3 プラスチック</u></p> <p><u>D X脚又はO脚</u> <u>(障害児に限る。)</u></p>		
	足装具	<p>足部に装着する装具であって、靴型装具を除く以下のものとする。</p> <p><u>A 足底装具</u> 足アーチの支持、足部変形の防止及び矯正等を目的とするもの。内側楔及び外側楔に加え、除圧及び脚長差の補正のための補高も含まれること。</p> <p><u>B Denis-Browne (デニスブラウン) 型</u> 両側の足部をバーによって連結した装具で、内反足の児童に用いるもの。なお、6歳未満を対象とするものに限ること。</p>	靴型装具の一部として算定できないこと。				
	靴型装具	<p>変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アップアーの付いたもの。既製品の靴型(ラスト)を補正して製作されたものを整形靴、陽性</p>	足底装具の価格は加算できないこと。		<p><u>膝装具</u></p> <p>大腿から下腿に及ぶもの</p> <p><u>A 両側支柱</u> 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ</p>		

		<p>モデルを基に製作されたものを特殊靴とする。腰革（側革）の高さにより以下の種類を定める。</p> <p>A 長靴 腰革（側革）の高さがおむね下腿の2/3までかかるもの</p> <p>B 半長靴 腰革（側革）の高さが果部を完全に覆うもの</p> <p>C チャッカ靴 腰革（側革）の高さが果部に及ぶもの</p> <p>D 短靴 腰革（側革）の高さが果部より低いもの</p>			<p>以上もつもの</p> <p>B 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C スウェーデン式</p> <p>D 軟性 布を主材料としたもの</p>	
体幹装具	頸椎装具	<p>頸椎の運動を制御し又は頸部への負荷を軽減する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。ただし、頸椎カラーを除く。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られている</p>	(削る)	短下肢装具	<p>下肢上部より足底に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p>	<p>頸上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれるこ</p>

	<p><u>もの</u></p> <p><u>C カラー</u> <u>頸部のみを全周覆うもの</u></p> <p><u>D 斜頸矯正用枕</u> <u>斜頸の矯正に用いる枕</u> <u>で、児童に限ること。</u></p>				
胸腰仙椎装具	<p>骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p><u>A 硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形</u> <u>されたもの。補強用の支柱</u> <u>等が使用されているものも</u> <u>含まれること。</u></p> <p><u>B フレーム</u> <u>主に金属で作られている</u> <u>もの</u></p> <p><u>C 軟性</u> <u>軟性材料を主材料にし、</u> <u>板ばねで補強したもの</u></p>				
腰仙椎装具	<p>骨盤から腰部に及び、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p><u>A 硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形</u> <u>されたもの。補強用の支柱</u> <u>等が使用されているものも</u> <u>含まれること。</u></p> <p><u>B フレーム</u> <u>主に金属で作られている</u> <u>もの</u></p>			<p><u>B 片側支柱</u> <u>下肢の長軸に</u> <u>沿って内外のどち</u> <u>らか一方に金属の</u> <u>支柱をもつもの</u> <u>1 高力アルミニ</u> <u>ウム合金</u> <u>2 鋼</u></p> <p><u>C S型支柱</u> <u>下腿の周囲をら</u> <u>せん状に走る金属</u> <u>の支柱をもつもの</u> <u>1 高力アルミニ</u> <u>ウム合金</u> <u>2 鋼</u></p> <p><u>D 鋼線支柱</u> <u>下腿の長軸に</u> <u>沿って走る鋼線の</u> <u>支柱と両支柱を結</u> <u>ぶ金属の半月をも</u> <u>つもの。鋼線の支</u> <u>柱は、足関節の高</u> <u>さ付近で円形に曲</u> <u>げられて、コイル</u> <u>ばねの機能をもた</u> <u>せてあること。</u></p> <p><u>E 板ばね</u> <u>下腿の後方に長</u> <u>軸に沿って走る金</u> <u>属又はプラスチック</u> <u>のばねをもつもの</u></p>	と。

	<p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、 板ばねで補強したもの</p>						
仙腸装具	<p>骨盤を包み、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、 板ばねで補強したもの</p> <p>D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの</p>					<p>の。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする。</p> <p>F 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）</p> <p>1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの</p> <p>2 支柱なし 金属支柱のないもの</p> <p>G 軟性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの</p>	
側 ^{わん} 弯症装具	<p>脊柱側弯症の矯正に用いるもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性</p>					<p>ツイスター 骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの</p> <p>A 軟性 布ひも又はゴムひもを用いたもの</p>	

		軟性材料を主材料にし、 板ばねで補強したもの					
上肢装具	肩装具	肩関節の運動を制御し又は 肩甲上腕関節の脱臼を防止す るもので、以下のものとする。 A 硬性 陽性モデルを用いて成形 されたもの。補強用の支柱 等が使用されているものも 含まれること。 B フレーム 体幹の部分が主に金属で 作られているもの C 軟性 軟性材料を主材料にした もの		足底装具	B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを 用いたもの 足部に対する装具 であって、靴型装具 以外のもの A アーチサポート (ふまず支え) 足の縦アーチを 支えるもので、中 足支えを含むもの を基本とすること。 1 陽性モデルを 用いてモールド されたもの 2 採寸によって 製作されたもの B メタターサルサ ポート（中足支 え）足の 中足 アーチを支える もの C 補高 1 2cm未満 2 2cm以上 D 内側及び外側楔		踵骨棘用装 具は、補高 に含まれる こと。 スピッツイ 及びトムゼ ンライン (ふまず支 え)は、A -2に含ま れること。 ランゲ(ふ まず支え) は、A-2 に含まれる こと。
	肘装具	上腕部から前腕部に及び、 肘関節の運動を制御する以下 のものとする。なお、必要に 応じて、手部を追加すること ができること。 A 硬性 陽性モデルを用いて成形 されたもの。補強用の支柱 等が使用されているものも 含まれること。 B 両側支柱付 上肢の長軸に沿って内外 の両側に支柱をもち、上腕	前腕の回内 外を制御す るためのも のを含む。	靴型 装具	医師の処方に基づ き、変形の矯正、圧 力分散による疼痛除 去等の特定の目的の		靴型装具の 要素

	<p>部と前腕部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料としたもの</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・整形靴 (陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの) ・矯正靴 (内・外反足の矯正用)
手関節装具	<p>前腕部から手部に及ぶ装具の総称で、長対立装具及び把持装具を含む以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの</p> <p>B 両側支柱付 上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、前腕部において両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 上肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p>D 掌側（背側）支柱付 上肢の掌側又は背側の長軸に沿った支柱をもつもの</p> <p>E 軟性 軟性材料を主材料にしたもの</p> <p>(注) 長対立装具：手関節の運動を</p>		<p>ために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アップーの付いたもの</p> <p>A 長靴 下腿の上部に及ぶもの</p> <p>B 半長靴（編上靴） 側革が果部より高いもの</p> <p>C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの</p> <p>D 短靴 側革が果部より低いもの</p>		
		体幹装具	<p>頸椎装具</p> <p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p>		高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。

		<u>金属を主材料にしたもの</u>
	C	<u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料にしたもの</u>
B F O		<u>平衡をとった状態で前腕を</u> <u>支え、あるいは懸垂すること</u> <u>で、わずかな力で水平面にお</u> <u>ける上肢の運動を可能にした</u> <u>もの</u>

		B <u>硬性</u> (頸椎装 具に準ずる。)
	C	<u>軟性</u> <u>布を主材料に</u> <u>し、板ばねで補強</u> <u>したもの</u>
	D	<u>骨盤帯</u> <u>骨盤を帯状に一</u> <u>周するもの</u> 1 <u>芯のあるもの</u> 2 <u>芯のないもの</u>
側弯症 装具		<u>脊柱側弯症の矯正</u> <u>に用いるもの。原則</u> <u>として24時間の連続</u> <u>装着しうるものであ</u> <u>ること。</u> A <u>ミルウォーキー</u> <u>型</u> <u>骨盤から頭部に</u> <u>及ぶもの</u> B <u>頭部に及ばない</u> <u>もの</u> 1 <u>金属枠</u> 2 <u>硬性</u> (仙腸 装具に準ず る。) 3 <u>軟性</u> (帯状 のものを含 む。)
上肢装具	肩装具	<u>肩関節を外転位に</u> <u>保持するもので、骨</u>

		<u>コールド</u> <u>ウェイトブ</u> <u>レスは、金</u> <u>属枠仙腸装</u> <u>具に含まれ</u> <u>ること。</u>

		<p>盤から前腕に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属柱 体幹の部分が金属柱のもの</p> <p>B 硬性 陽性モデルによつてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C 分娩麻痺用（障害児に限る。）</p>		
	肘装具	<p>上腕から前腕に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの</p> <p>B 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれるこ</p>		

	と。 1 不燃性セルロ イド 2 皮革 3 プラスチック C 軟性
手関節 背屈保 持装具	前腕から手部に及 ぶもので、手関節を 背屈位に保持するも の A バネル型 前腕部と手部を 板ばねによって結 ぶもの B トーマス型 ゴムによって手 関節を背屈位に、 母指を外転位に保 つもの C オッペンハイ マー型 鋼線を主材料と して、手関節背 屈、MP伸展、母 指外転位をとらせ るもの D 硬性 1 不燃性セルロ イド 2 皮革 3 プラスチック

長対立 装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。
短対立 装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。
把持装 具	<p>前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。</p> <p>A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの</p> <p>B ハーネス駆動式 ハーネスを力源</p>

	<u>とするもの</u>	
<u>MP屈曲補助装具</u> (<u>ナックルベンダー</u>) <u>及びMP伸展補助装具</u> (<u>逆ナックルベンダー</u>)	<u>手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの</u> <u>A パネル型</u> <u>ゴムを用いるもの</u> <u>B プラスチック</u> <u>C 軟性</u>	
<u>指装具</u> (<u>指用ナックルベンダー</u>) <u>及び指用逆ナックルベンダー</u>	<u>PIP及びDIP関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの</u>	
<u>BFO</u> (<u>食事動作補助器</u>)	<u>前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの</u>	<u>付属品として車いすを加えることができること。</u>

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（ <u>屈曲、伸展、内転、外転等</u> ）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法及び印象材による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)
(オ) 組立て	<u>陽性モデルへの装具形状（アライメント）の記入</u> フレーム：(略) <u>硬 性</u> ：プラスチック板切断、加熱成形加工（ <u>熱可塑性樹脂</u> ）、 <u>注 型（熱硬化性樹脂）</u> 、トリミング及び調整 <u>支柱、支持部、継手、付属品等</u> の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	<u>支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用</u>
(キ) 仕上げ	<u>支柱、支持部、継手、付属品等</u> の取付け及び仕上げ
(ク) (略)	(略)

イ 採型区分

A・B (略)

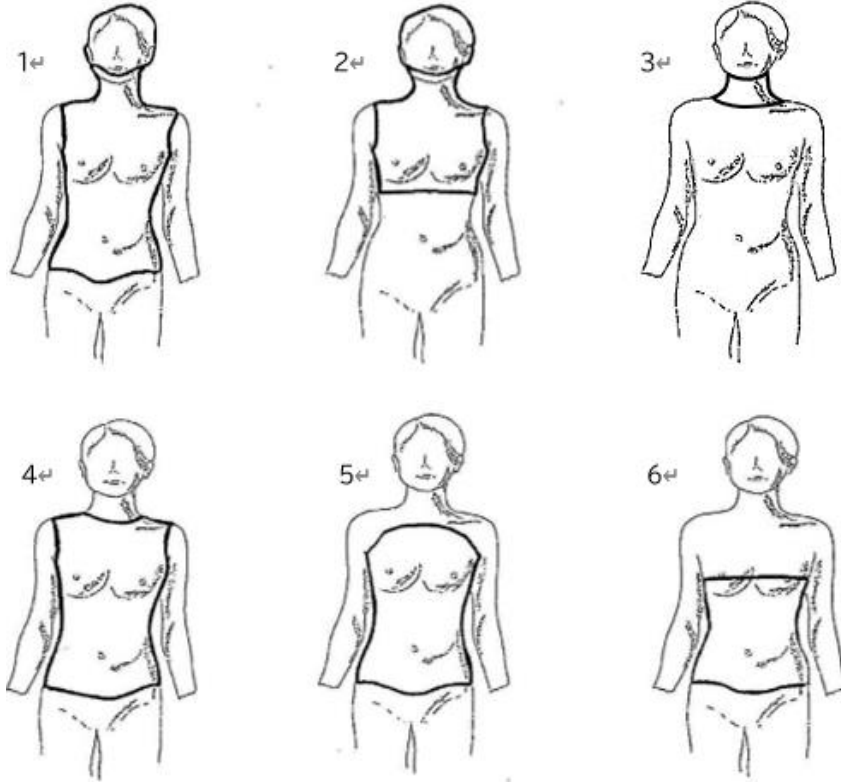
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（ <u>屈伸、内転、外転等</u> ）の状況並びに肢位の観察及び <u>特長</u> の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)
(オ) 組立て	<u>陽性モデルにデザインの記入（アライメント）</u> フレーム：(略) <u>モールド</u> ：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 <u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等</u> の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	<u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ</u>
(キ) 仕上げ	<u>筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品</u> の取付け及び仕上げ
(ク) (略)	(略)

イ 採型区分

A・B (略)

C 体幹装具

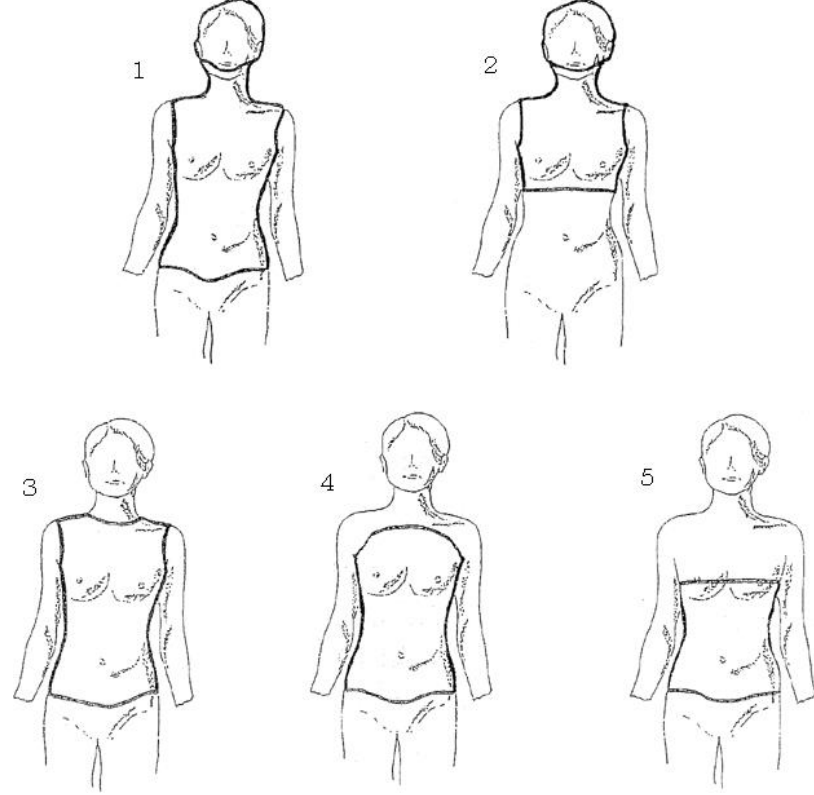


D (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	上限価格		備考
		採型	採寸	
下肢装具用	A-1	27,900	8,550	
	A-2	43,000	16,800	
	A-3	31,700	16,100	
	A-4	20,400	8,150	
	A-5	18,700	7,900	
	A-6	17,000	7,750	

C 体幹装具



D (略)

ウ 基本価格

名称	採型区分	価格		備考
		採型	採寸	
下肢装具用	A-1	26,300	8,050	
	A-2	40,500	15,800	
	A-3	29,800	15,200	
	A-4	19,200	7,700	
	A-5	17,600	7,450	
	A-6	16,000	7,300	

	A-7a	12,300	6,700	採型については、ギプス採型に限る。	A-7	11,600	6,300	(新設)	
	A-7b	8,200		—印象材を用いた採型に限る。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	A-8	23,700	8,450		A-8	22,300	7,950		
	A-9	25,500	8,550		A-9	24,000	8,050		
	A-10	54,000	15,700		A-10	50,800	14,800		
靴型装具用	B-1	17,000	7,750	長靴、半長靴、チャッカ靴に限る。	靴型装具用	B-1	16,000	7,300	(新設)
	B-2	12,300	6,700	短靴に限る。		B-2	11,600	6,300	(新設)
体幹装具用	C-1	32,800	8,950		体幹装具用	C-1	30,900	8,450	
	C-2	25,600	8,250			C-2	24,100	7,800	
	C-3	12,800	4,100			(新設)	(新設)	(新設)	
	C-4					C-3			
	(硬性、フレーム)	25,100	7,750			(金属枠、硬性)	23,600	7,300	
	(軟性)	7,750	7,750			(軟性)	7,300	7,300	
	C-5					C-4			
	(硬性、フレーム)	21,400	7,600			(金属枠、硬性)	20,200	7,150	
	(軟性)	7,650	7,600			(軟性)	7,200	7,150	
	C-6					C-5			
	(硬性、フレーム)	18,900	7,350			(金属枠、硬性)	17,800	6,950	
	(軟性、骨盤帯)	7,350	7,350			(軟性、骨盤帯)	6,950	6,950	
上肢装具用	D-1	34,200	9,050		上肢装具用	D-1	32,200	8,550	
	D-2	18,600	7,900			D-2	17,500	7,450	
	D-3	16,900	7,650			D-3	15,900	7,200	

D-4	15,000	7,400
D-5	12,000	6,800
D-6	9,000	4,800

(注)

- 1 (略)
- 2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、35,800円増しとし、完成用部品を用いる場合は、その価格を加算できること。エの(イ)のbの付属品等の加算要素である補高は補高足部とは異なるため、その価格を加算することができないこと。補高足部は、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。

(削る)

(削る)

- 3 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 18,100円
- (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 16,900円
- (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,900円

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名称	種類	上限価格 円	備考
股継手	固定式	6,550	固定式継手とは、継手の 遊動式 ない支柱を使用する場合
	遊動式	7,800	

D-4	14,100	7,000
D-5	11,300	6,400
D-6	8,500	4,550

(注)

- 1 (略)
- 2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、33,700円増しとすること。

- 3 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。

- 4 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

- 5 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
- (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
- (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名称	種類	価格 円	備考
股継手	固定式	6,200	(新設)
	遊動式	7,350	

			にのみ用いることができること。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。				
膝 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,400 7,000 14,800	固定式継手とは、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 可撓性のプラスチック継手（完成用部品に指定されているものを除く。）の場合は、片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。	膝 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,050 6,600 14,000	(新設)
足 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	5,400 6,350 11,000	固定式継手とは、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。	足 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	5,100 6,000 10,400	(新設)

		<p>遊動式継手とは、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</p> <p>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</p> <p>後方支柱付の場合は、片側遊動式として算定すること。</p> <p>可撓性のプラスチック継手（完成用部品に指定されているものを除く。）の場合は、片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。</p> <p>プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。</p>				
(削る)			<p>(注)</p> <p>1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。</p> <p>2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</p> <p>3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とするこ</p>			

と。

4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。

5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名称	種類	上限価格 円	備考
大腿支持部	A 半月（1か所）	4,800	カフベルトは、硬性と併用できないこと。
	B 皮革等		
	1 カフベルト（1か所）	8,400	大腿支持部の坐骨支持式は、22,500円増しとすること。
	2 大腿コルセット	16,700	
	C 硬性		カーボンを使用した場合は、大腿支持部の総額を57,400円とすること。
	1 熱硬化性樹脂	27,300	
2 熱可塑性樹脂	11,200		
下腿支持部	A 半月（1か所）	4,600	カフベルトは、硬性と併用できないこと。
	B 皮革等		
	1 カフベルト（1か所）	7,100	下腿支持部のPTB式、PT S式及びKBM式は、15,400円増しとすること。
	2 下腿コルセット	12,900	
	C 硬性		カーボンを使用した場合は、大腿支持部の総額を57,400円とすること。
	1 熱硬化性樹脂	25,400	
2 熱可塑性樹脂	9,550		

b 支持部

名称	種類	価格 円	備考
大腿支持部	A 半月	4,550	(新設)
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,900	大腿コルセット
	2 大腿コルセット	15,700	
	C モールド		熱硬化性樹脂
	1 熱硬化性樹脂	25,700	
2 熱可塑性樹脂	10,600		
下腿支持部	A 半月	4,350	(新設)
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6,700	下腿コルセット
	2 下腿コルセット	12,200	
	C モールド		熱硬化性樹脂
	1 熱硬化性樹脂	23,900	
2 熱可塑性樹脂	9,000		

			た場合は、下腿支持部の総額を57,500円とすること。
足部	A あぶみ	2,600	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。
	B 足部		足板の補強を行った場合は、10,200円増しとすること。
	1 足部覆い	14,400	
	2 標準靴	22,300	
	3 硬性（熱硬化性樹脂）	15,000	
	4 硬性（熱可塑性樹脂）	8,250	足部には、足底裏革（すべり止め用）を加えることができること。
	C 足底装具		補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
	1 MP関節遠位	8,250	
	2 MP関節近位	7,550	
			カーボンを使用した場合は、足部の総額を41,800円とすること。
			除圧のためにMP関節部を含むものはMP関節遠位で算定すること。
(注)			
1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。			
2 支持部（「足部Aあぶみ」を除く。）について、オの完成			

足部	A あぶみ	2,450	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。
	B 足部		足底装具は、Bの足部に準ずること。
	1 皮革等大	13,600	
	小	7,100	
	2 モールド（熱硬化性樹脂）	14,100	
	3 モールド（熱可塑性樹脂）	7,800	
	C 標準靴	830	標準靴は、完成用部品を加えることができること。
(注)			
1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。			
2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合			

用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

は、(イ)の靴型装具に準ずること。

3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。

4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとすること。

5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。

6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができることとし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。

(1) 大腿支持部 54,000円

(2) 下腿支持部 54,100円

(3) 足部のモールド 39,300円

c その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
膝サポーター	支柱付き	17,100	膝サポーターはオーダーメイドに限ること。
	支柱なし	7,850	
キャリパー ツイスター	硬性 軟性	19,700	キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
		3,450	鋼製ケーブル及びエラストマーを使用する場合は硬性とすること。
		5,650	
Denis-Browne (デニスブラウン) 型		2,700	
膝当て		4,650	

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟性 (支柱付き)	16,100	(新設)
	軟性 (支柱なし)	7,400	
キャリパー ツイスター		18,600	(新設)
	軟性 鋼製ケーブル	5,350 3,250	(新設)
デニスブラウン		2,550	
膝当て		4,400	

T・Yストラップ		5,350	硬性の装具に使用する場合は1,500円減じた額とすること。
スタビライザー		18,300	
ターンバックル (削る)		6,050 (削る)	(削る)
アウトリガー (1か所)		2,750	
伸展・屈曲補助装置		4,700	(略)
補高足部		51,800	完成用部品を加算することができること。
足底裏革 (すべり止め用)		1,950	
高さ調整 (1か所)		3,800	
内張り	大腿部	2,150	内張りは、足底装
	下腿部	1,750	具を除き、硬性の
	足部	1,300	場合に限ること。
	足底装具	1,300	
足底装具屋内用ベルト		2,300	足底装具を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額とすること。
(注)			

T・Yストラップ		5,050	(新設)
スタビライザー		17,200	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
(新設)		(新設)	
伸展・屈曲補助装置		4,450	(略)
補高足部		48,700	(新設)
足底裏革 (すべり止め用)		1,850	
高さ調整		3,600	
内張り	大腿部	2,050	
	下腿部	1,650	
	足部	1,250	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(注)			

(削る)

(削る)

- 1 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

d 発育性股関節形成不全用装具の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考	
リーメンビューゲル フォンローゼン型 バチェラー型 ローレンツ型	硬性	10,600		
		15,100		
		31,700		
		1 支柱なし		17,100
		2 支柱付き (固定式)		26,000
3 支柱付き (調節式)	27,900			
ランゲ型		38,600		

(注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の上限価格の範囲内で加算できること。

(イ) 靴型装具

1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。

2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。

3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。

4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。

5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。

6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。

7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。

8 内張りは、モールドの場合に限ること。

9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル フォンローゼン型 バチェラー型 ローレンツ型	A モールド B モールドフレーム	10,000	
		14,200	
		29,800	
		16,100	
		1 固定式	
2 調節式	26,300		
ランゲ型		36,300	

(注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。

(イ) 靴型装具

a 製作要素
(a) 患足

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
短 靴	整形靴	44,100	
	特殊靴	54,600	
チャッカ靴	整形靴	45,600	
	特殊靴	56,900	
半 長 靴	整形靴	47,000	
	特殊靴	59,000	
長 靴	整形靴	50,000	
	特殊靴	65,200	

(注)

1 (略)

(削る)

(削る)

2 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

(削る)

(b) 健足

名 称	上限価格 円	備 考
短 靴	27,300	
チャッカ靴	28,300	
半 長 靴	29,300	
長 靴	31,300	

(注)

a 製作要素
(a) 患足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整形靴	41,500	
	特殊靴	51,400	
チャッカ靴	整形靴	42,900	
	特殊靴	53,500	
半 長 靴	整形靴	44,200	
	特殊靴	55,500	
長 靴	整形靴	47,000	
	特殊靴	61,300	

(注)

1 (略)

2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。

3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。

4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができる。

(b) 健足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	25,700	
チャッカ靴	26,600	
半 長 靴	27,600	
長 靴	29,500	

(注)

1～3 (略)			
b 付属品等の加算要素			
名 称	種 類	上限価格 円	備 考
月型の延長		4,500	価格は、1個当たりのものであること。
スチールバネ入り		5,650	(略)
トウボックス補強		2,750	
鉛板の挿入		2,850	
足背ベルト		2,300	尖足等がある足部を靴型装具に収納する必要がある場合に限ること。 下肢装具の支持部(硬性)には算定できないこと。
ベルト(裏付き) の追加		1,550	(略)
補高	敷き革式	8,000	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,700円を加算すること。
	靴の補高	3,700	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,100円を加算すること。 補高足部を使用する場合は加算でき

1～3 (略)			
b 付属品等の加算要素			
名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		4,250	
スチールバネ入り		5,350	(略)
トウボックス補強		2,600	
鉛板の挿入		2,700	
足背バンド		2,200	(新設)
マジックバンド (裏付き)		1,500	(略)
補高	敷き革式	7,550	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,600円を加算すること。
	靴の補高	3,500	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,050円を加算すること。 (新設)

			ないこと。
ヒールの補正	トルクヒール	6,300	
	ヒールウェッジ	3,700	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
	階段状ヒール		
	足底の補正	内側ソール・ ウェッジ	4,800
外側ソール・ ウェッジ			
デンバーバー		3,700	
トーマスバー			
メイヨー半月バー			
メタターサルバー			
ハウザーバー			
ロッカーバー			
蝶型踏み返し			

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名称	種類	上限価格 円	備考
頸椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、19,600円増しとすること。
	1 支柱付き	42,300	
	2 支柱なし	32,600	
	B フレーム	31,600	
	C カラー		

ヒールの補正	トルクヒール	5,950	
	ウェッジヒール	3,500	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
	階段状ヒール		
	足底の補正	内側ソール・ ウェッジ	4,550
外側ソール・ ウェッジ			
デンバーバー		3,500	
トーマスバー			
メイトー半月バー			
メタターサルバー			
ハウザーバー			
ロッカーバー			
蝶型踏み返し			

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名称	種類	価格 円	備考
頸椎支持部	A モールド(熱可 塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、
	1 支柱付き	39,800	18,500円増しとすること。
	2 支柱なし	30,700	
	B フレーム	29,700	
	C カラー		

	1 あご受けあり	15,200	
	2 あご受けなし	12,200	
胸腰仙椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、15,900円増しとすること。
	1 支柱付き	42,700	
	2 支柱なし	31,100	
	B フレーム	44,300	
	C 軟性	26,000	
腰仙椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、12,000円増しとすること。
	1 支柱付き	28,600	
	2 支柱なし	21,100	
	B フレーム	35,800	
	C 軟性	20,300	
仙腸支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、10,300円増しとすること。
	1 支柱付き	23,000	
	2 支柱なし	16,900	
	B フレーム	31,200	
	C 軟性	18,100	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	17,600	
	2 芯のないもの	11,500	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	45,900	側弯症装具の場合に限ることとし、他の支持部を併用加算できないこと。
	B 硬性	32,900	硬性のサンドイッチ構造は、22,700円増しとすること。
	ペルビックガードル		

	1 あご受けあり	14,300	
	2 あご受けなし	11,500	
胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、15,000円増しとすること。
	1 支柱付き	40,200	
	2 支柱なし	29,300	
	B フレーム	41,700	
	C 軟性	24,500	
腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、11,300円増しとすること。
	1 支柱付き	26,900	
	2 支柱なし	19,900	
	B フレーム	33,700	
	C 軟性	19,100	
仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、9,750円増しとすること。
	1 支柱付き	21,700	
	2 支柱なし	15,900	
	B フレーム	29,400	
	C 軟性	17,100	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	16,600	
	2 芯のないもの	10,900	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。）	43,200	側弯症装具の場合に限ること。
	B モールド（熱可塑性樹脂）	31,000	モールドのサンドイッチ構造は、21,400円増しとすること。
	ペルビックガードル		

(注)
 1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。
 2 支持部について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

b その他の加算要素

名称	種類	上限価格 円	備考
体幹装具付属品	高さ調整 (1か所)	3,800	高さ調整
	ターンバックル	6,000	は、頸椎装
	腰部継手 (片側)	6,500	具について
	バタフライ	10,300	のみ加算す
	肩ベルト	3,250	ることがで
	会陰ひも	2,350	きること。
	腹部エプロン	3,250	カラーの場
	斜頸枕	25,000	合には適用 しないこ と。
側弯症装具付属品	ミルウォーキー型付属品一式 (完成用部品と併用加算できないもの)	66,800	ショルダー リングを用 いた場合に は、12,000
	胸椎パッド	5,900	円を加算で
	腰椎パッド	5,350	きること。
	ショルダーリング	16,300	
	腋窩パッド	4,300	
	ネックリング	2,350	
	胸郭バンド (プラスチック製) (完成用部品と併用加算できるもの)	19,000	
	アウトリガー	3,150	

(新設)

b その他の加算要素

名称	種類	価格 円	備考
体幹装具付属品	高さ調整	3,600	(新設)
	ターンバックル式	5,650	
	腰部継手	6,150	
	バタフライ	9,750	
	肩バンド	3,100	
	会陰ひも	2,250	
	腹圧強化バンド (新設)	3,100 (新設)	
側弯症装具付属品	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)		
	胸椎パッド	5,550	
	腰椎パッド	5,050	
	ショルダーリング	15,400	
	腋窩パッド	4,050	
	アウトリガー	3,000	
	前方支柱	12,300	
	後方支柱	13,800	
	側方支柱	5,500	
	ネックリング	2,250	
胸郭バンド (プラス)	17,900		

	前方支柱	13,000
	後方支柱	14,600
	側方支柱	5,850
内張り	頸椎支持部	3,500
	胸腰仙椎支持部	4,350
	腰仙椎支持部	3,900
	仙腸支持部	2,300
(注)		
1 体幹装具付属品については、腰部継手を除き、完成用部品を加算することができないこと。		
2 バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加えることができること。		

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,450	固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合のみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合のみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含
	B 遊動式 (片側)	10,100	
	C 肩回旋装置	22,800	

	チック製)	
内張り	頸椎支持部	3,300
	胸椎支持部	4,100
	腰椎支持部	3,700
	仙腸支持部	2,200
(注)		
1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。		
2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。		

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,100	(新設)
	B 遊動式 (片側)	9,550	
	C 肩回旋装置	21,500	

			まれること。				
肘継手 (片側)	A 固定式	4,600	固定式継手	肘継手 (片側)	A 固定式	4,350	(新設)
	B 遊動式	4,600	は、継手のな		B 遊動式	4,350	
	C プラスチック継手	12,000	い支柱を使用 する場合にの み用いること ができること。 遊動式継手 は、継手のあ る支柱を使用 する場合にの み用いること ができ、固 定・遊動切替 式のものも含 まれること。 プラスチック 継手は、オの 完成用部品を 加えることが できないこ と。 鋼線支柱及び 完成用部品に 指定されてい るプラスチッ ク製の継手は 遊動式とし、 片側を1単位 とすること。		C プラスチック継手	11,300	

手継手 (片側)	A 固定式	3,800	固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合のみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合のみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。 鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。
	B 遊動式	7,600	
(削る)	C プラスチック継手	10,600	(削る)
MP継手	A 固定式	4,650	固定式継手

手継手 (片側)	A 固定式	3,600	(新設)
	B 遊動式	7,150	
	C プラスチック継手	10,000	
	D 鋼線支柱	6,750	
MP継手	A 固定式	4,400	(新設)

	B 遊動式	5,150	は、継手のない支柱を使用する場合のみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合のみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 鋼線支柱は遊動式とすること。		B 遊動式	4,850	
I P継手	A 固定式 1 硬性 2 フレーム B 遊動式 C 鋼線支柱	2,850 2,250 3,850 2,000	固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合のみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合のみ用いることができ、固	I P継手	A 固定式 1 金属(アルミニウム) 2 モールド(熱可塑性樹脂) B 遊動式 C 鋼線支柱	2,700 2,150 3,650 1,900	(新設)

定・遊動切替式のものも含まれること。

(削る)

b 支持部

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A 硬性	15,500	
	B フレーム	10,400	
骨盤支持部 (半 身)	A 硬性	17,100	
	B フレーム	16,900	
上腕支持部	A 半月 (1か所)	4,300	
	B 皮革等		
	1 カフベルト (1か所)	6,050	カフベルトは、 硬性と併用できないこと。
	2 上腕コルセット	9,900	
	C 硬性	9,350	硬性のサンド イッチ構造は、 7,400円増しと すること。
前腕支持部	A 半月	4,450	

(注)

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	14,600	
	B フレーム	9,800	
骨盤支持部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	16,100	
	B フレーム	15,900	
上腕支持部	A 半月	4,050	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,700	(新設)
	2 上腕コルセット	9,350	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,800	モールドのサンドイッチ構造は、7,000円増しとすること。
前腕支持部	A 半月	4,200	

	B 皮革等 (1か所)		
	1 カフベルト (1か所)	6,150	カフベルトは、 <u>硬性と併用できないこと。</u>
	2 前腕コルセット	7,950	
	C 硬性	8,900	硬性のサンドイッチ構造は、 <u>7,700円増しとすること。</u>
手部背側 パッド	A 硬性	2,650	
	B フレーム	2,550	
手掌パッド	A 硬性	4,100	
	B フレーム	4,800	
(注)			
1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。			
2 支持部について、オの完成用部品を使用する場合は、 <u>上限価格の40%の範囲内で算定すること。</u>			

c その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
肘サポーター	支柱付き	10,300	オーダーメイドに <u>限ること。</u>
	支柱なし	16,850	
基節骨パッド	硬性	2,900	(略)
	フレーム	4,250	
中・末節骨パッド	硬性	2,500	(略)
	フレーム	1,950	
対立バー		5,650	
Cバー		4,350	
アウトリガー (1か所)		2,750	

	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,800	(新設)
	2 前腕コルセット	7,500	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,400	モールドのサンドイッチ構造は、 <u>7,250円増しとすること。</u>
手部背側 パッド	A モールド	2,500	
	B フレーム	2,400	
手掌パッド	A モールド	3,900	
	B フレーム	4,550	
(注)			
半月及び皮革の価格は、 <u>1か所当たりのものであること。</u> (新設)			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
基節骨パッド	モールド	2,750	(略)
	フレーム	4,000	
中・末節骨パッド	モールド	2,350	(略)
	フレーム	1,850	
対立バー		5,350	
Cバー		4,100	
アウトリガー		2,600	

伸展・屈曲補助バネ		2,800	価格は、1本当たりとすること。 輪ゴムを用いる場合は、本数にかかわらず、300円とすること。
肘当て		3,700	
ターンバックル		6,050	
(削る)		(削る)	
フレクサーヒンジ		50,400	
内張り	上腕部	1,300	硬性の場合に限ること。
	前腕部	1,150	
	手部	1,000	
(注)			
(削る)			
1 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。			
2 完成用部品を加算することができないこと。			

オ 完成用部品

完成用部品とは、装具をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
下肢装具	股装具	(削る)	(削る)	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原
		(削る)	(削る)	
		硬性フレーム	3	3

伸展・屈曲補助バネ		2,650	価格は、1か所当たりとすること。 (新設)
肘当て		3,500	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
(新設)		(新設)	
内張り	上腕部	1,250	
	前腕部	1,100	
	手部	970	
(注)			
1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。			
2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。			
3 内張りは、モールドの場合に限ること。			

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
下肢装具	股装具	金属枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原
		硬性 (新設)	3 (新設)	

	軟性	2	則として修
長下肢装具		3	理又は調整
膝装具	(削る)	(削る)	を行うこ
	硬性	3	と。
	支柱付き	3	耐用年数と
	(削る)	(削る)	は、通常の
短下肢装具	軟性	2	使用状態に
	(削る)	(削る)	おいて当該
	(削る)	(削る)	補装具が修
	(削る)	(削る)	理不能とな
	(削る)	(削る)	るまでの予
	(削る)	(削る)	想年数を示
	硬性 (支柱あり)	3	しているも
	硬性 (支柱なし)	1.5	のであるた
	支柱付き	3	め、耐用年
	軟性	2	数を一律に
(削る)	(削る)	(削る)	適用しない
(削る)	(削る)	(削る)	こと。
足装具		1.5	
靴型装具		1.5	
体幹装具	頸椎装具	(削る)	(削る)
	硬性	2	
	フレーム	3	
	カラー	2	
	胸腰仙椎装具	(削る)	(削る)
	硬性	2	
	フレーム	3	
	軟性	1.5	
	腰仙椎装具	(削る)	(削る)
	硬性	2	
	フレーム	3	

	軟性	2	則として修
長下肢装具		3	理又は調整
膝装具	両側支柱	3	を行うこ
	硬性	3	と。
	(新設)	(新設)	(新設)
	スウェーデン式	2	
	軟性	2	
短下肢装具	両側支柱	3	
	片側支柱	3	
	S型支柱	3	
	鋼線支柱	3	
	板ばね	3	
	硬性 (支柱あり)	3	
	硬性 (支柱なし)	1.5	
	(新設)	(新設)	
	軟性	2	
ツイスター	軟性	2	
	鋼索	3	
足底装具		1.5	
靴型装具		1.5	
体幹装具	頸椎装具	金属枠	3
	硬性	2	
	(新設)	(新設)	
	カラー	2	
	胸椎装具	金属枠	3
	硬性	2	
	(新設)	(新設)	
	軟性	1.5	
	腰椎装具	金属枠	3
	硬性	2	
	(新設)	(新設)	

	仙腸装具	軟性 (削る)	1.5 (削る)
		硬性 フレーム	2 <u>3</u>
	側弯症装具	軟性 骨盤帯 ミルウォーキー型 (削る)	1.5 2 2 (削る)
		硬性 フレーム	1 <u>2</u>
		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	(削る)	(削る)
		硬性 支柱付き	3 <u>3</u>
		軟性	2
	手関節装具		3
	対立装具		3
	(削る)		(削る)
	把持装具		3
	手装具		3
	(削る)		(削る)
	指装具		3
	B F O		3

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	1.5	耐用年数以内の故障に際し

	仙腸装具	軟性 金属枠	1.5 <u>3</u>
		硬性 (新設)	2 (新設)
	側弯症装具	軟性 骨盤帯 ミルウォーキー型 金属枠	1.5 2 2 <u>2</u>
		硬性 (新設)	1 (新設)
		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	両側支柱	<u>3</u>
		硬性 (新設)	3 (新設)
		軟性	2
	手関節背屈 保持装具		3 3
	長対立装具		3
	短対立装具		<u>3</u>
	把持装具		3
	MP屈曲補 助装具		3 3
	MP伸展補 助装具		<u>3</u> 3
	指装具		3
	B F O		3

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	1.5	耐用年数以内の故障に際し

(削る)	(削る)	ては、原則として小部品の
(削る)	(削る)	取替えにより修理又は調整
その他の小部品 (消耗品)	1	を行うこと。

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	(略) 1～3 (略)

(削る)

(4) 装具 (レディメイド)

装具 (レディメイド) とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。加工の必要がない部品を組立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後

手部	1. 5	ては、原則として小部品の
足部	1	取替えにより修理又は調整
その他の小部品 (消耗品)	1	を行うこと。

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	(略) 1～3 (略)

備 考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

の固定のための縫製は加工に含まないこと。

価格は、基本価格に本体価格を合算した価格を上限額とし、
医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本価格

採寸及び適合にかかる全ての作業（使用方法の説明及び加工
を含む。）についての技術料とする。

身体部位	上限価格 円	備考
共通	2,500	装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。

イ 本体価格

装具（レディメイド）の本体価格は、装具（レディメイド）
の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益
及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費
等、営業利益及び流通経費については、別に定める係数を基に
算出すること。ただし、本体価格は、完成用部品として指定さ
れているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%の範
囲内の額とすること。

ウ 耐用年数及び使用年数

(3)の装具（オーダーメイド）に準ずること。

(5) 姿勢保持装置

姿勢保持装置とは、アの基本工作法により、エ及びオよりそ
れぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。

価格は、イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格
に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した
額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

定義	備考
機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を	

(4) 座位保持装置
(新設)

種目	使用要素・部品及び工作法	価格	耐用年数 年	備考
	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位	イの身体部位区分に従いによ	3	耐用年数以内の破

可能にする機能を有するもの

座位保持装置	に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。	り算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とするこ	損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせ	要素・部品の価格を合算した価格とするこ	
	て製作すること。	要素・部品の価格を合算した価格とするこ	
	成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。	要素・部品の価格を合算した価格とするこ	
	過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。		

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び <u>痙縮</u> 、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	上 限 価 格		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,550	6,000	
上肢(片側)	1,750	4,200	
体幹部	15,400	28,500	
骨盤・大腿部	15,400	28,500	
下腿・足部(片側)	2,050		
(注) (略)			

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び <u>痙直</u> 、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	価 格		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,350	5,600	
上肢(片側)	1,650	3,950	
体幹部	14,400	26,600	
骨盤・大腿部	14,400	26,600	
下腿・足部(片側)	1,950		
(注) (略)			

エ 製作要素価格

(7) 支持部

部 位	名 称	上限価格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,700	
上肢	上腕支え (片側)	3,750	
	前腕・手部支え (片側)	4,150	
体幹部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,750	
足部	足台 (片側)	2,800	
(注) フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,700円加算 できること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
固定	頸部	3,550	
	腰部 (片側)	2,650	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,850	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	10,000	
	ガス圧式	11,400	

エ 製作要素価格

(7) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,050	
上肢	上肢支え (片側)	3,500	
	前腕・手部支え (片側)	3,900	
体幹部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,600	
足部	足台 (片側)	2,650	
(注) フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算 できること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固定	頸部	3,350	
	腰部 (片側)	2,500	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,600	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	9,350	
	ガス圧式	10,700	

電動式	77,300
(注) 1～4 (略)	

(ウ) 構造フレーム

使用材料	上限価格 円	備 考
木材・金属	57,200	

(注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、6,150円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、8,500円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を上限価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(6)及び(7)に定める価格を上限価格とすること。ただし、姿勢保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(6)及び(7)に定める各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
カットアウト テーブル	テーブル	21,000	表面クッション張りは <u>4,500円</u> 加算できること。
	テーブル取付部品	5,000	

電動式	72,200
(注) 1～4 (略)	

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備 考
木材・金属	53,400	

(注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウト テーブル	(新設)	14,000	表面クッション張りは <u>4,200円</u> 加算できること。
	(新設)	(新設)	

上肢保持部品	アームサポート (片側)	4,500
	肘パッド (片側)	2,850
	縦型グリップ (片側)	3,500
	横型グリップ (片側)	
体幹保持部品	頭頸部パッド	5,050
	肩パッド (片側)	4,550
	胸パッド	5,050
	胸受けロール	6,950
	体幹パッド (片側)	3,900
	腰部パッド	4,600
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,800
	殿部パッド	4,700
下肢保持部品	内転防止パッド	5,050
	外転防止パッド (片側)	2,850
	膝パッド (片側)	4,300
	下腿保持パッド (片側)	
	足部保持パッド (片側)	3,250
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,500
	腕ベルト (片側)	2,100
	手首ベルト (片側)	
	胸ベルト	4,350
	骨盤ベルト	
	股ベルト	4,700
	大腿ベルト (片側)	2,350
	膝ベルト (片側)	
	下腿ベルト (片側)	
足首ベルト (片側)		

上肢保持部品	アームレスト (片側)	4,200
	肘パッド (片側)	2,700
	縦型グリップ (片側)	3,300
	横型グリップ (片側)	
体幹保持部品	(新設)	(新設)
	肩パッド (片側)	4,250
	胸パッド	4,750
	胸受けロール	6,500
	体幹パッド (片側)	3,650
	腰部パッド	4,300
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,650
	臀部パッド	4,400
下肢保持部品	内転防止パッド	4,750
	外転防止パッド (片側)	2,700
	膝パッド (片側)	4,050
	下腿保持パッド (片側)	
	足部保持パッド (片側)	3,050
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,350
	腕ベルト (片側)	2,000
	手首ベルト (片側)	
	胸ベルト	4,100
	骨盤ベルト	
	股ベルト	4,400
	大腿ベルト (片側)	2,200
膝ベルト (片側)		
下腿ベルト (片側)		
足首ベルト (片側)		

支持部カバー	頭部	3,050	脱着式は3,500円加算できること。 防水加工を追加する場合は1台につき、8,100円加算できること。	
	上肢（片側）	1,650		
	体幹部	平面形状型		3,450
		モールド型		10,300
		張り調整型		4,150
	骨盤・大腿部	平面形状型		3,450
		モールド型		10,300
		張り調整型		4,150
	下腿部（片側）	1,650		
	足部（片側）	1,650		
内張り	アームサポート（片側）	1,850		
	テーブル	4,500		
体圧分散補助素材	頭部	4,050		
	上肢（片側）	2,000		
	体幹部	9,350		
	骨盤・大腿部	9,350		
	下腿部（片側）	2,000		
足部（片側）				
キャスタ		1,650	多機能キャスタは990円加算できること。	
その他	介助用グリップ（片側）	3,250		
	ストッパー	4,750		
	高さ調整用台座	20,500		
(注)				
1 (略)				

支持部カバー	頭部	2,850	脱着式は3,300円加算できること。 (新設)	
	上肢（片側）	1,550		
	体幹部	平面形状型		3,250
		モールド型		9,700
		シート張り調節型		3,900
	骨盤・大腿部	平面形状型		3,250
		モールド型		9,700
		シート張り調節型		3,900
	下腿部（片側）	1,550		
	足部（片側）	1,550		
内張り	アームレスト（片側）	1,750		
	テーブル	4,200		
体圧分散補助素材	頭部	3,800		
	上肢（片側）	1,900		
	体幹部	8,750		
	骨盤・大腿部	8,750		
	下腿部（片側）	1,900		
足部（片側）				
キャスター		1,550	多機能キャスターは930円加算できること。	
その他	介助用グリップ（片側）	3,050		
	ストッパー	4,450		
	高さ調整用台座	19,200		
(注)				
1 (略)				

2 取付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(オ) 調節機構

名称	種類	上限価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,450	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側) アームサポート (片側)	2,150	
前後調節	頭部支持部	3,500	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,100	
角度調節	頭部支持部	4,050	
	テーブル	8,600	
脱着機構	体幹パッド (片側)	2,700	
	骨盤パッド (片側)		
	膝パッド (片側)		
	アームサポート (片側)		
	内転防止パッド	7,600	
開閉機構	アームサポート (片側)	2,700	
	足部支持部 (片側)		

(注)

- (略)
- 脱着・開閉機構で、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(オ) 調節機構

名称	種類	価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,250	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側) アームレスト (片側)	2,050	
前後調節	頭部支持部	3,300	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,000	
角度調節	頭部支持部	3,800	
	テーブル	8,050	
脱着機構	体幹パッド (片側)	2,550	
	骨盤パッド (片側)		
	膝パッド (片側)		
	アームレスト (片側)		
	内転防止パッド	7,100	
開閉機構	アームレスト (片側)	2,550	
	足部支持部 (片側)		

(注)

- (略)
- 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

完成用部品とは、姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
3	<p><u>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</u></p> <p><u>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。</u></p> <p><u>なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。</u></p>
<p>(注)</p> <p><u>構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、耐用年数を6年とすること。</u></p>	

(削る)

(6) 車椅子

車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの(パワーアシスト式を除く。)をいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせることで製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、(ウ)、(エ)及び(オ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(新設)

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円	備 考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	17,900	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名 称	上限価格	備 考

	円	
自走用	90,000	自らが駆動及び操作して使用することを主目的とした車椅子であること。
介助用	85,000	自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。
(注) オーダーメイド式は上限価格の125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の75%の範囲内の額とすること。		

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名 称	上限価格 円	備 考
リクライニング機構	30,500	
ティルト機構	61,000	
ティルト・リクライニング機構	88,200	
リフト機構	152,400	

(注)

リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に設けられているものはティルト・リクライニング機構に準ずること。

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
基本構造	後方大車輪（標準）	0	6輪構造とは、駆動輪が4輪構造に比して前方に位置するものとし、単に後方にキャストを取り付けたものは
	前方大車輪	8,800	
	6輪構造	37,700	

			<u>後方大車輪とすること。</u> <u>幅止めの構造を有する場合は6,000円増しとすること。</u>
シート	スリング式（標準） <u>張り調整式</u> <u>板張り式</u>	0 8,650 6,800	<u>奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。</u> <u>板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。</u>
バックサポート	スリング式（標準） <u>張り調整式</u>	0 8,650	<u>ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長（頭頸部まで）の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。</u>

フット・レッグサポート (片側)	固定式 (標準)		0	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。
	挙上式		8,550	
	着脱式		6,250	
	開閉着脱式		7,350	
	挙上・開閉着脱式		11,100	
フットサポート	セパレート式 (標準)		0	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。
	セパレート式 (二重折込式)		4,300	
	中折式		5,000	
アームサポート (片側)	フレーム一体型	固定式 (標準)	0	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
	独立型	固定式	5,000	
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
ブレーキ	駐車ブレーキ (標準)		0	キャリパーブレーキを加える場合は17,400円、フットブレーキを加える場合は17,300円増しと

			すること。
駆動輪・主輪	固定式（標準） 着脱式	0 10,800	車軸位置調整の構造を有する場合は17,500円、キャンバー角度を変更する場合は11,000円増しとすること。 片手駆動の構造を有する場合は37,200円、レバー駆動の構造を有する場合は60,000円増しとすること。
タイヤ	エア（標準） ノーパンク	0 9,100	
キャスト	ソリッド（標準） 衝撃吸収タイプ	0 15,000	
ハンドリム（片側）	プラスチック（標準） ステンレス アルミ	0 6,000 5,000	ピッチ30mmを超える場合は5,000円増しとし、片側を1単位とすること。片手駆動の構造を有する場合は3,300円増しとすること。
(注)			
1 名称に（標準）と記載のあるものは、基本価格に価格が含まれる標準構造部品であること。			

2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
クッション (カバー付き)	平面形状型	14,500	姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は算定することができないこと。 ゲル素材を使用する場合は9,850円、多層構造又は立体編物を使用する場合は3,000円増しとすること。滑り止め加工を追加する場合は2,050円、防水加工を追加する場合は8,100円増しとすること。
	モールド型	56,500	
座板		5,000	クッション一体型の場合は3,000円増しとし、クッション(カバー付き)と併用加算できないこと。
背クッション		14,500	滑り止め加工を追加する場合は2,050円増しとすること。
ヘッドサポート	着脱式(枕含む)	17,300	着脱式及びマルチタイプはヘッドサポートとして独立した構造を有するものとし、枕を
	マルチタイプ(枕含む)	29,500	

	枕 (オーダーメイド)	11,200	オーダーメイドで製作する場合には、4,900円増しとすること (バックサポート一体型には加えることができないこと)。
	枕 (レディメイド)	6,300	
フットサポート	ヒールループ	3,600	価格は、1個当たりのものであること。
	アングルストラップ	3,600	
	ステップカバー	4,000	
テーブル	テーブル	11,800	
	テーブル取付部品	5,000	
転倒防止装置	パイプ	4,050	価格は、1個当たりのものであること。 カスタ付きのうち、折りたたみの構造を有する場合は、3,000円増しとし、片側を1単位とすること。
	カスタ付き	6,400	
搭載台		32,600	搭載台とは呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台を含むものであること。 価格は、各搭載台1個当たりのものであること。
車載固定用フック		3,250	価格は、1個当たりのものであること。
杖たて	一本杖	3,250	

	多脚つえ	6,000	
酸素ボンベ固定装置		14,100	
栄養パック取付用ガードル架		11,000	
点滴ポール		11,300	
日よけ		15,000	
雨よけ		15,000	
泥よけ		6,550	
スポークカバー		4,450	
リフレクタ		720	
高さ調整式手押しハンドル		4,250	
ブレーキ	延長レバー	1,750	
ハンドリム	滑り止め	6,000	価格は、1個当たりのものであること。 ノブ付きのうち、垂直ノブの場合は、3,000円増しとし、片側を1単位とすること。
	ノブ付き	4,850	
(注)			
1 クッションについて、姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。			

2 カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。

オ 耐用年数

耐用年数 年	備 考
6	<p><u>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</u></p> <p><u>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。</u></p> <p><u>なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。</u></p>

(7) 電動車椅子

電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式に限る。）及びJIS T 9203-2016に定める構造を有するものをいい、アの基本工法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工法のうち、(ウ)、(エ)及び(オ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名 称	定 義	備 考
標準形	<p><u>JIS T 9203-2016 に定める以下の電動車椅子とする。</u></p> <p><u>(低速用)</u></p> <p><u>最高速度4.5km/h以下の電動車椅子</u></p>	

(新設)

	(中速用) 最高速度6.0km/h以下の電動車椅子	
簡易形	車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。 (切替式) 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの (アシスト式) 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの	

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円	備 考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	20,400	

頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。
-----	-------	-----------------------------

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名称	区分	上限価格 円	備考
標準形	低速用	486,300	駆動モーター、充電器及び転倒防止装置を含むものであること。 オーダーメイド式は上限価格の125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の75%の範囲内の額とすること。
	中速用	502,300	
簡易形	切替式	393,900	車椅子部分は、1の(6)の車椅子の価格を加えることができること。 駆動モーター、充電器及び転倒防止装置（折りたたみの有無は問わない）を含むものであること。
	アシスト式	412,600	

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名称	上限価格 円	備考
手動リクライニング機構	32,500	標準形にのみ加えることができること。
電動リクライニング機構	134,000	
電動ティルト機構	281,000	

電動ティルト・リクライニング機構	732,400	
電動リフト機構	433,000	

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
操作ボックス	標準操作ボックス (標準)	0	
操作レバー	感度調整ジョイスティック (標準)	0	標準ばねのばね圧を変更した場合は7,950円増しとすること。
スイッチ	標準スイッチ (標準)	0	スイッチ延長の場合は1,050円増しとすること。
バッテリー	標準形	0	
		62,300	
	簡易形	0	ニッケル水素バッテリーの場合は37,000円減じた額とすること。
基本構造	後方大車輪 (標準)	0	
シート	板張り式 (標準)	0	奥行調整の構造
	スリング式	4,200	を有する場合は
	張り調整式	12,900	18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板

			を加えることができないこと。
バックサポ ート	スリング式（標準）	0	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポ ート延長（頭頸部まで）の場合
	張り調整式	8,650	は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。
フット・レッ グサポート（ 片側）	固定式（標準）	0	レッグベルトで
	挙上式	8,550	全面張りの場合
	着脱式	6,250	は4,000円増しと
	開閉着脱式	7,350	すること。
	挙上・開閉着脱式	11,100	
フットサポ ート	セパレート式（標準）	0	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各
	セパレート式（二重折込式）	4,300	1,600円増しとし、片側を1単位とすること。 強度を高めるた

			めに、金属製のフットサポートを使用する場合は15,000円増しとすること。
アームサポート (片側)	固定式 (標準)	0	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円
	レーム	跳ね上げ式	6,750
		着脱式	6,550
	独立型	固定式	5,000
		跳ね上げ式	6,750
		着脱式	6,550
			アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ (標準)	0	
タイヤ	エア (標準)	0	
	ノーパンク	12,000	
キャスタ	エア (標準)	0	
	ノーパンク	12,000	
(注)			
1 名称に (標準) と記載のあるものは、基本価格に価格が含まれる標準構造部品であること。			
2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。			
(ウ) 付属品			
名称	種類	上限価格	備考

		円	
パワース テアリン グ		54,300	
ク ラ イ マーセッ ト		19,100	
手動スイ ングアー ム		10,600	
電動チン コ ン ト ローラー 式	(内訳) パワースイン グチンアーム チン操作ボッ クス セレクタ 液晶モニタ 頭 部 ス イ ッ チ・取付金具	259,400 72,700 16,200 93,800 55,400 21,300	
手動チン コ ン ト ローラー 式	(内訳) 手動スイング チンアーム チン操作ボッ クス	37,200 21,000 16,200	
多様入力 コ ン ト ローラ	非常停止スイッ チボックス 4方向スイッチ ボード 8方向スイッチ ボード 小型ジョイス	51,100 31,900 53,300 42,600	

	ティックボックス		
	フォースセンサ	93,800	
	足用ボックス	42,600	
簡易 1 入力		95,900	
ジョイスティックノブ	レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）	7,500	
	レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）	10,500	
フットサポート	ヒールループ	3,600	価格は、1 個あたりのものであること。
	アングルストラップ	3,600	
	ステップカバー	4,000	
(注) 上記のほか、1 の(6)のエの(ウ)の付属品を加えることができること。			
オ 耐用年数			
耐用年数 年	備 考		
6	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているもの		

であるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
 なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(8) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格 円	耐用 年数 年	備考
視覚 障害 者安 全つ え	障害物を探知するために使用するもので、シャフトを白色又は黄色に塗装若しくは加工したもので、普通用、携帯用、身体支持併用に分類される。					
	普通用	携帯用、身体支持併用以外のもの	夜光装置 ベル ゴムグリップ	4,200	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は460円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,400円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は860円増しとすること。
		主体—繊維複合材料 (削る)				
		主体—木材 (削る)	上と同じ。	2,700	2	ベル付とした場合は450円増し

(5) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価 格 円	耐用 年数 年	備考
視覚 障害 者安 全つ え	(新設)					
	普通用	(新設)	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—繊維複合材料 石突—耐摩耗 性合成樹脂又は高力アルミニウム合金 外装—白色又は黄色の塗装若しくは加工 形状—直式				
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650	2	ベル付とした場合は1,650円増し

	主体—軽金属 (削る)	上と同じ。	2,800	5	とすること。
携帯用	折りたたみ又はスライド等により鞆等に収納して持ち運びができるもの	上と同じ。	5,200	2	3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,650円増しとすること。
	主体—繊維複合材料 (削る)				4 ゴムグリップ付とした場合は750円増しとすること。
	(削る)				
	主体—木材 (削る)	上と同じ。	3,400		
	主体—軽金属 (削る)	上と同じ。	3,300	4	
身体支持併用	1本の脚部と1つの握り部からなり、前腕支持部がないもので、身	上と同じ。	4,600	4	

	主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	しとすること。
携帯用	(新設)	上と同じ。	4,400	2	3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。
	主体—繊維複合材料 石突及び外装—普通用と同じ。 形状—折たたみ式若しくはスライド式。				4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しとすること。
	主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700		
	主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4	
身体支持併用	主体—軽金属 石突—ゴム又は普通用と同じ。	上と同じ。	3,800	4	

		体の支持やバ ランス保持の 目的を含むも の				
	欠失した眼球の一部又は全部の外観を整え、眼窩等の形態を保持するために装着する人工の義眼をいう。					
義眼	レディ メイド	虹彩や強膜の 色、サイズ等 が統一された 既製のもの		17,900	2	
	オー ダーメ イド	採型等によ り、健常眼に 合わせて、形 状、色等を細 密に合わせて 製作されるも の		86,900		
眼鏡	矯正用	屈折 異常 を矯 正す る目 的 で、 眼球 に接	6 D未 満	16,900	4	上限価格はレ ンズ2枚1組 のものとし、 枠を含むもの であること。 乱視を含む場 合は片眼又は 両眼にかかわ らず、4,350
			6 D以 上10D 未満	20,200		
			10D以 上20D 未満	24,000		

		外装—普通用 と同じ。 形状—直式又 は折りたたみ 式若しくはス ライド式。				
	(新設)					
義眼	レディ メイド	主材料—プラ スチック又は ガラス 既製品		17,000	2	
	オー ダーメ イド	主材料—上と 同じ。 特殊加工を施 したもの。		82,500		
眼鏡	矯正用	レン ズ— プラ ス チック 又は ガラ ス	6 D未 満	17,600	4	価格はレンズ 2枚1組のも のとし、枠を 含むものであ ること。 乱視を含む場 合は片眼又は 両眼にかかわ らず、4,200
			6 D以 上10D 未満	20,200		
			10D以 上20D 未満	24,000		

	触せ ず に、 レン ズ等 を眼 の前 方に 掛け る構 造を 有す るも の	20D以 上		24,000	円増しとする こと。 遮光用として の機能が必要 な場合は、 31,200円とす ること。			20D以 上		24,000	円増しとする こと。 遮光用として の機能が必要 な場合は、 30,000円とす ること。
遮光用	差明 を軽 減す る目 的 で、 可視 光の うち の一 部の 透過 を抑制 するも ので あつ	前掛式		22,400	上限価格はレ ンズ2枚1組 のものとし、 枠を含むもの であること。	遮光用	主材 料は 上と 同 じ。	前掛式		21,500	(新設)
		掛けめ がね式		31,200				掛けめ がね式		30,000	

	て、 分光 透過 率曲 線が 公表 され てい るも の										
コンタ クトレ ンズ	屈折異常を矯 正し、又は羞 明を軽減する 目的で、角膜 の表面に装着 して使用する もの		13,000	2	上限価格はレ ンズ1枚のも のであること。 多段階レンズ については、 7,150円、虹 彩付レンズに ついては、 5,150円増し とすること。	コンタ クトレ ンズ	主材料—プラ スチック		15,400	(新設)	価格はレンズ 1枚のもので あること。 (新設)
弱視用	対象物の眼へ の入射角を拡 大(又は縮			4	高倍率(3倍 率以上)の主 鏡を必要とす	弱視用	(新設)			(新設)	高倍率(3倍 率以上)の主 鏡を必要とす

		小) して見る 器械で、通 常、焦点非結 像系の光学系 を持つもの。 眼鏡フレーム に固定された 「掛けめがね 式」と手に 持って使用す る「焦点調整 式」の2種類 がある。 A 掛けめが ね式 B 焦点調整 式		A 38,200 B 18,600		る場合は、焦 点調整式の上 限価格の範囲 内で必要な額 を加算するこ と。					る場合は、 21,800円増し とする。	
		掛けめがね式 焦点調整式		36,700 17,900								
補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① JIS C 5512—2000による。	電池イヤモールド	44,000	5	上限価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められないこと。					5	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な
	高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧の		46,400								
		次のいずれかを満たすもの。 ① JIS C 5512—2000による。	電池イヤモールド	41,600 43,900								
		高度難聴用耳かけ型										
補聴器		90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧の										

	<p>ピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。</p> <p>② JIS C 5512-2015による。</p> <p>90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。</p> <p>90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。</p>			<p>身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>ダンパー入りフックとした場合は、<u>250円増し</u>とすること。</p> <p>平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p>				<p>ピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。</p> <p>② JIS C 5512-2015による。</p> <p>90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。</p> <p>90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。</p>			<p>額を加算すること。</p> <p>ダンパー入りフックとした場合は、<u>240円増し</u>とすること。</p> <p>平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクを必要とす</p>	
重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの	電池イヤモールド	59,000	① JIS C				重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの	電池イヤモールド	55,800	① JIS C

<p>重度難聴用耳かけ型</p>	<p>5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② <u>JIS C 5512-2015</u>による90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。</p>		<p>71,200</p>		<p>を加算すること。 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に關し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。</p>			<p>重度難聴用耳かけ型</p>	<p><u>C 5512-2000</u>による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② <u>JIS C 5512-2015</u>による90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。</p>		<p>67,300</p>		<p>る場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に關し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。</p>
------------------	--	--	---------------	--	--	--	--	------------------	---	--	---------------	--	--

	耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、	電池 イヤ モール ド	92,000					
	耳あな型 (オーダーメイド)	オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池	144,900					
	骨導式ポケット型	IEC 60118-9 (1985) による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が	電池 骨導レ シー バー ヘッド バンド	74,100					
	骨導式眼鏡型	110デシベル以上のもの。	電池 平面レ ンズ	126,900					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			
	耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、	電池 イヤ モール ド	87,000					
	耳あな型 (オーダーメイド)	オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池	137,000					
	骨導式ポケット型	IEC 60118-9 (1985) による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が	電池 骨導レ シー バー ヘッド バンド	70,100					
	骨導式眼鏡型	110デシベル以上のもの。	電池 平面レ ンズ	120,000					
	普通型	原則として折りたたみ式で、大車輪が後方にあるもの。JIS T 9201-2006又はJIS T 9201-2016による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修	100,000			6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品(モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。)に適用するものと	
	車椅子								

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

		理基準 の表に 掲げる	
		ものを 付属品 とす る。	
リクラ イニン グ式普 通型	バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は普通型 と同じ。	上と同 じ。	120,000
ティル ト式普 通型	座席とバック サポートが一 定の角度を維 持した状態で 角度を変える ことができる もの。その他 は普通型と同 じ。	上と同 じ。	148,000
リクラ イニン グ・ ティル ト式普	バックサポー トの角度を変 えることがで き、座席と バックサポー	上と同 じ。	173,000

し、レディメ
イドによる製
品について
は、価格欄の
額の75%の範
囲内の額とす
ること。
褥瘡のある
者、褥瘡の
発生の危険性
のある者等が
クッションを
必要とする場
合は、修理基
準の表に掲げ
るクッション
等の額の範囲
内で必要な額
を加算するこ
と。
体幹筋力の低
下等により、
座位保持装置
の完成用部品
(支持4部
(骨盤・大腿
部))をクッ
ションとして
用いる必要が
ある場合に
は、別に定め

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

--

通型	トが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。		
手動リフト式普通型	座席の高さを上と同じ。変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000
前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000
リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000
片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000

るところによるものを加算すること。
 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換額の範囲内で必要な額を加算すること。

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

リクラ イニン グ式片 手駆動 型	バックサポー トの角度を変 じ。 えることがで きるもの。そ の他は片手駆 動型と同じ。	上と同 じ。	133,600
レバー 駆動型	レバー1本で 駆動操舵がで き、片側上肢 障害者等が使 用できるも の。	上と同 じ。	160,500
手押し 型	原則として介 助者が押して 駆動するも の。(折りた たみ式又は非 折りたたみ 式) A 大車輪の あるもの B 小車輪だ けのもの	上と同 じ。	A 82,700 B 81,000
リクラ イニン グ式手 押し型	バックサポー トの角度を変 じ。 えることがで きるもの。そ の他は手押し 型Aと同じ。	上と同 じ。	114,000
ティル ト式手	座席とバック サポートが一 じ。	上と同 じ。	128,000

							押し型	定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。				
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			リクライニング・テイルト式手押し型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153,000		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	普通型 (4.5 km/h)	JIS T 9203—2006、JIS T 9203—2010又はJIS T 9203—2016による。	外部充電器 バッテリー リー 身体の 障害の 状況に より、 クッ シヨ ン、そ	314,000	6	褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッショ

(削る)			(削る)			普通型 (6 km/h)	他の 付属品 を必要 とする 場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。	329,000	シカパーの交 換の額の範囲 内で必要な額 を加算すること。 体幹筋力の低 下等により、 座位保持装置 の完成用部品 (支持部(骨 盤・大腿 部))をクッ ションとして 用いる必要が ある場合に は、別に定め るところによ るものを加算 すること。	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る)			簡易型	車椅子に電動 駆動装置や制 御装置を取り 付けた簡便な もの。 A 切替式 電動力 走行・手動 力走行を切 り替え可能 なもの。 B アシスト	電動装 置以外 の車椅 子部分 は購入 基準に 掲げる 額の範 囲内で 必要な 額を加 算する	A 157,500 B 212,500	外部充電器を 必要とせず当 該機能を内蔵 する場合は 30,000円を、 外部充電器を 必要とする場 合は修理基準 の表に掲げる 交換の額の範 囲内で必要な 額を加算する

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

	式 駆動人 力を電動力 で補助する ことが可能 なもの。 その他は車椅 子の普通型に 準ずる。	こと。 外部充 電器 バッテ リー 電動装 置以外 は、車 椅子の 普通型 に準ず る。		こと。 バッテリーの 価格は、修理 基準の表に掲 げるバッテ リー交換（マ イコン内蔵型 に係るものを 含む。）の額 の範囲内で必 要な額を加算 すること。ま た、ACサー ボモーター式 を必要とする 場合は20,000 円増しとする こと。 身体の障害の 状況により、 その他の付属 品を必要とす る場合は、電 動車椅子の修 理基準の表に 掲げる交換の 額の範囲内で 必要な額を加 算すること。
リクラ イニン グ式普 通型	バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は普通型 と同じ。	普通型 と同じ。	343,500	
電動リ クライ ニング 式普通 型	電気でバック サポートの角 度を変えるこ とができるも の。その他は 普通型と同じ。	上と同じ。	444,400	
電動リ フト式 普通型	電気で座席の 高さを変える ことができる もの。その他 は普通型と同 じ。	上と同じ。	725,100	

	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			電動 テイル ト式普 通型	電気で座席と バックサポー トが一定の角 度を維持した 状態で角度を 変えることが できるもの。 その他は普通 型と同じ。	上と同 じ	582,600		
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			電動リ クライ ニン グ・ テイル ト式普 通型	電気でバック サポートの角 度を変えるこ とができ、座 席とバックサ ポートが一定 の角度を維持 した状態で角 度を変えるこ とができるも の。その他は 普通型と同 じ。	上と同 じ	1,016,100		
座位 保持 椅子		機能障害の状 況に適合させ るため、体 幹、股関節等 を固定するた めのパッド等 を装備し、座 位を保持する ことを可能に		26,100	3	児童に限る。 机上用の盤を 取り付ける場 合は6,000円 増しとするこ と。 座面に軟性の 内張りを付し た場合は		機能障害の状 況に適合させ ること。 主材料—木材 アルミ ニウム 管 スポン ジ又は		24,300	3	障害児に限 る。 机上用の盤を 取り付ける場 合は5,600円 増しとするこ と。 座面に軟性の 内張りを付し

		する機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。				5,350円増しとすること。車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、43,800円増しとすること。
起立保持具		下肢及び上肢、体幹の発達を補助する目的で、立位姿勢を保持するもの	31,700	3		児童に限る。
歩行器	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。					
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	70,000	5		
	四輪型(腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	43,900			腰掛付とは、休息用のシートが付いたものをいう。

		ウレタン人工皮革又は布製のカバー				外装—ニス塗装	た場合は5,000円増しとすること。車載用のものは40,700円増しとすること。
起立保持具		機能障害の状況に適合させること。	27,400	3		箱形とすること。	障害児に限る。
歩行器	(新設)						
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	63,100	5			
	四輪型(腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	39,600				(新設)

四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		43,900	サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは67,700円増しとすること。後方支持型のものは23,300円増しとすること。	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		39,600	サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。後方支持型のものは21,000円増しとすること。
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		37,700		三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		34,000	
二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		29,900		二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		27,000	
固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの		24,400		固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		22,000	
交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの		33,300		交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		30,000	

頭部保持具	座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの		7,550	3	児童に限る。	頭部保持具	座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。		7,100	3	障害児に限る。
排便補助具	排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び腰掛を有する椅子状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、持ち運びが可能なるものに限ること。		10,000	2	児童に限る。	排便補助具	普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 外装—ペンキ 塗装		10,000	2	障害児に限る。
歩行補助つえ	松葉づえ 1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するもの 主体—木材	夜光材	A 3,800 B 3,800	2	夜光材付とした場合は、470円（全面夜光材付とした場合1,350円）増しとすること。	松葉づえ （新設） 主体—木材	夜光材	A 3,300 B 3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。	

	(十分な強度を有するもの) (削る)		価格は1本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は300円増しとすること。			(十分な強度を有するもの) 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装		価格は1本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
	(削る)							
	A 普通型 B 伸縮型					A 普通型 B 伸縮型		
	1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するもの	A	4	4,600		(新設)	A	4
	の 主体—軽金属 (削る)	B		5,150		主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂	B	
	(削る)					握り部分—合成軟質樹脂		

	(削る) A 普通型 B 伸縮型			
カナ ディア ン・ク ラッチ	1本の脚部と 一つの握り 部、上腕カフ 及び肘当てを 有するもの	夜光材	10,000	4
ロフス トラン	1本の脚部と 一つの握り	夜光材	10,000	4

	外装—塗装なし A 普通型 B 伸縮型			
カナ ディア ン・ク ラッチ	主体—アルミ ニウ ム、鋼 管 上部4段間隔 以上、下部9 段間隔以上の 調節装置を付 けるものとし る。 腕支持器 —アル ミニウ ム铸件 及びス テンレ ス鋼板 握り部分 —アル ミニウ ム铸件 及びゴ ム 外装—塗装なし	夜光材	8,700	4
ロフス トラン	カナディア ン・クラッチ	夜光材	8,700	4

	ド・クラッチ	部、前腕カフを有するもの											
	多脚つえ	3本以上の脚と握りとを有するもの JIS T 9267—2020による。	夜光材	7,600	4								
	プラットフォーム杖	1本の脚部と一つの特異な形の握り部、水平の前腕支持部を有するもの	夜光材	27,600	4								
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの	プリンタ（必要に応じて）身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に	152,700	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた額とすること。（略）							
	ド・クラッチ	に準ずる。											
	多脚つえ	つえの下部に三本以上の脚を有するもの。 JIS T 9267—2020による。	夜光材	6,600	4								
	プラットフォーム杖	カナディア ン・クラッチに準ずる。	夜光材	24,000	4								
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの	プリンタ（必要に応じて）身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に	143,000	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた価格とすること。（略）							

	掲げるものを付属品とする。	
簡易な環境制御機能が付加されたもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	<u>203,900</u>
高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置プリンタ(必要に	<u>480,600</u>

	掲げるものを付属品とする。	
簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	<u>191,000</u>
高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置その他は上と同じ。	<u>450,000</u>

		じて) 身体の 障害の 状況に より、 その他 の付属 品を必 要とす る場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。									
	通信機能が 付加された もの	プリン タ(必 要に応 じて) 身体の 障害の 状況に より、 その他 の付属 品を必 要とす る場合				通信機能が 付加された もの	上と同 じ。				

		は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。				
生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体の状態により、付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	480,600			

備考

- 1 本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
 - 2 耐用年数は、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
- 2 借受け基準

生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000			

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
 - 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。
- 2 借受け基準

(1) 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び姿勢保持装置用品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める上限価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格 円	備考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。		1,050	児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、250円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は、220円増しとすること。 車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、1,800円増しとすること。
歩行	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。				

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び座位保持装置用品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格 円	備考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装		1,010	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、170円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は、120円増しとすること。 車載用のものは840円増しとすること。
歩行	(新設)				

六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,750		器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,570	
四輪型 (腰掛付き)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,050	腰掛付きとは、休息用のシートが付いたものをいう。		四輪型 (腰掛け付き)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		990	(新設)
四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		1,050	サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,650円増しとすること。 後方支持型のものは、580円増しとすること。		四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		990	サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,520円増しとすること。 後方支持型のものは、520円増しとすること。
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車と		940			三輪型	前一輪、後二輪の三輪車と		850	

		し、前輪を自在車輪とすること。							
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		740					670
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの		610					550
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの		830					750
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの	プリンタ（必要に応じて）身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	3,800	プリンタを必要としない場合は、370円減じた額とすること。ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフト			3,570	プリンタ（必要に応じて）身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。
						重度障害者用意思伝達装置			

			ウェアが組み込まれた専用機器及び				ウェアが組み込まれた専用機器及び
簡易な環境制御機能が付加されたもの	プリンタ (必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	5,050	びプリンタ (必要に応じて)により構成されたものであること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当	簡易な環境制御機能が付加されたもの。	上と同じ。	4,770	びプリンタ (必要に応じて)により構成されたものであること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当
高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 プリンタ (必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする	12,000	該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境	高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	11,250	該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境

	場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。		制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
通信機能が付加されたもの	プリンタ（必要に応じて） 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。		通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成し
		通信機能が付加されたもの。	遠隔制御装置その他は上と同じ。
			制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
			通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成し

生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体の障害の状況により、付属品を必要とする場合は、 <u>修理基準の表に掲げるものを付属品とする。</u>	12,000	た伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
--------	-----------------	---	--------	---

備考

本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修理項目	上限価格
------	------

生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	11,250	た伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
--------	-----------------	----------------------	--------	---

備考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修理項目	価格
------	----

ア ソケットの交換	<u>ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。</u>
イ ソフトインサートの交換	<u>ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(1)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
ウ 支持部の交換	<u>交換した支持部ごとの1の(1)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<u>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
オ 外装の更新	<u>外装の更新の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。</u>
カ 完成用部品の交換	<u>3の(1)のカに掲げる上限価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理</u>

ア ソケットの交換	<u>1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。</u>
イ ソフトインサートの交換	<u>1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。</u>
ウ 支持部の交換	<u>交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。</u>
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<u>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。</u>
オ 外装の交換	<u>交換した外装の価格をもって修理価格とすること。</u>
カ 完成用部品の交換	<u>3の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理</u>

	価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。
(注)	
1・2 (略)	

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(ア) 複製価格

名称	採型区分	型式	上限価格	備考
			円	
義手用	A-1	能動式	37,200	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。
		電動式	63,900	
		その他	27,400	
	A-2	能動式	34,800	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
		電動式	59,200	
		その他	31,100	
	A-3	能動式	32,000	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
		電動式	53,900	
		その他	28,200	

	価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。
(注)	
1・2 (略)	

ア ソケットの交換

(新設)

(ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価格		備考
			円		
			基本価格	複製価格	
義手用	A-1	装飾用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
		作業用	41,400	25,900	
		能動式	53,200	35,200	
		電動式	91,100	60,400	
	A-2	装飾用	44,000	29,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作業用	44,000	29,400	
		能動式	50,700	32,900	
		電動式	84,600	56,000	
	A-3	装飾用	41,600	26,700	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作業用	41,600	26,700	
		能動式	46,900	30,300	
		電動式	77,100	51,000	

	A-4	能動式 電動式 その他	27,700 47,900 25,100	全ての型式において、 <u>顆上懸垂式は、14,800円増しとすること。</u> スプリットソケットは、 <u>22,200円増しとすること。</u>
	A-5	能動式 電動式 その他	27,100 46,800 22,700	
	A-6	能動式 電動式 その他	13,800 25,700 8,650	
義足用	B-1		205,100	片側骨盤切断用は、 <u>20,100円増しとすること。</u>
	B-2	差込式	48,000	短断端切断用キップシャフトは、 <u>57,200円増しとすること。</u> 坐骨収納型ソケットは、 <u>62,100円増しとし、チェックソケット加算ができること。</u>
		ライナー式	76,500	
		吸着式	77,800	
B-3	差込式 ライナー式 吸着式	46,700 69,100 70,400	大腿支柱付きは、 <u>27,200円増しとすること。</u>	
B-4	差込式	42,500	大腿支柱付きは、 <u>27,200円増しとすること。</u>	
	P T B式	46,200		
	P T S式	56,000		
	K B M式	56,000		
	T S B式	46,200		

	A-4	装飾用 作業用 能動式 電動式	42,800 42,800 44,400 68,500	23,800 23,800 26,200 45,300	顆上懸垂式は、 <u>14,000円増しとすること。</u> スプリットソケットは、 <u>21,000円増しとすること。</u>
	A-5	電動式	67,100	44,300	
	A-6	電動式	36,800	24,300	
義足用	B-1	受皿式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、 <u>19,000円増しとすること。</u>
		カナダ式	113,100	65,300	
	B-2	差込式	74,800	45,400	短断端切断用キップシャフトは、 <u>54,100円増しとすること。</u> 坐骨収納型ソケットは、 <u>58,700円増しとすること。</u>
		ライナー式	121,100	72,400	
吸着式		167,500	73,600		
B-3	差込式 ライナー式 吸着式	74,800 95,900 142,300	44,200 65,400 66,600		
B-4	差込式	60,700	40,200	大腿支柱付きは、 <u>25,800円増しとすること。</u>	
	P T B式	84,600	43,700		
	P T S式	100,900	53,000		
	K B M式	103,700	53,000		
	T S B式	84,600	43,700		

(注)

- 1 (略)
- 2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

(イ) ソケットの価格

1の(1)のエの(7)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

(新設)

名 称	採 型 区 分	使用材料	価 格 円	備 考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	21,900	
		熱可塑性樹脂	5,450	

		熱可塑性樹脂 (電動式)	6,000
A-2	アルミニウム、セルロイド		10,300
	皮革		12,600
	熱硬化性樹脂		14,700
	熱硬化性樹脂 (電動式)		15,200
	熱可塑性樹脂		7,100
	熱可塑性樹脂 (電動式)		7,550
A-3	アルミニウム、セルロイド		10,300
	皮革		13,600
	熱硬化性樹脂		14,700
	熱硬化性樹脂 (電動式)		15,200
	熱可塑性樹脂		5,050
	熱可塑性樹脂 (電動式)		5,550
A-4	アルミニウム、セルロイド		9,100
	皮革		12,400
	熱硬化性樹脂		14,400
	熱硬化性樹脂 (電動式)		14,800
	熱可塑性樹脂		4,950
	熱可塑性樹脂		5,450

		(電動式)		
	A-5	熱硬化性樹脂	13,700	
		熱硬化性樹脂	14,100	
		(電動式)		
		熱可塑性樹脂	7,600	
		(電動式)		
	A-6	熱硬化性樹脂	11,100	
		熱硬化性樹脂	11,500	
		(電動式)		
		熱可塑性樹脂	7,350	
		(電動式)		
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド	23,100	
		熱硬化性樹脂	37,900	
		熱可塑性樹脂	15,900	
	B-2	木製	51,600	エアクションソ
		アルミニウム、セルロイド	15,400	ケットは、16,300円
		皮	20,200	増しとすること。
		革	29,400	二重式ソケット
		熱硬化性樹脂	29,400	は、内ソケットの使
		熱可塑性樹脂	17,300	用材料の価格を加算
				することができるこ
				と。
				主たる積層材に
				カーボンストッキ
				ネットを用い樹脂注
				型を行う場合は、
				17,900円増しとする
				こと。
	B-3	アルミニウム	15,700	エアクションソ

		ム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	26,000 43,500 19,700	ケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
(注) 電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換の場合には、4,400円増しとすること。				

イ ソフトインサートの交換

イ ソフトインサートの交換

名称	採型 区分	使用材料	上限価格	備考
			円	
義手用	A-1	皮革	13,000	
		軟性発泡樹脂	17,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400	
	A-2	皮革	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600	
	A-3	皮革	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,500	
	A-4	皮革	10,700	
		軟性発泡樹脂	15,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	17,600	
	A-5	皮革	11,200	
		軟性発泡樹脂	16,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	19,100	
義足用	B-1	皮革	15,600	
		軟性発泡樹脂	22,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	26,500	
	B-2	皮革	14,100	
		軟性発泡樹脂	22,700	

名称	採型 区分	使用材料	価 格		備考
			ソケット交 換に付随す る場合	単独の場合	
義手 用	A-1	皮 革	4,700	12,300	
		軟性発泡樹脂	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	20,300	
	A-2	皮 革	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,600	
	A-3	皮 革	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,500	
	A-4	皮 革	4,050	10,200	
		軟性発泡樹脂	4,650	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	16,700	
	A-5	皮 革	4,050	10,600	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	18,100	
義足 用	B-1	皮 革	7,000	14,800	
		軟性発泡樹脂	5,300	21,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600	25,100	
	B-2	皮 革	5,400	13,400	
軟性発泡樹脂		4,950	21,500		

	皮革・軟性発泡樹脂	26,100	
	皮革・フェルト	17,700	
	シリコーン	46,500	
B-3	皮革	12,800	
	軟性発泡樹脂	22,000	
	皮革・軟性発泡樹脂	26,400	
	皮革・フェルト	18,800	
	シリコーン	50,100	
B-4	皮革	11,700	
	軟性発泡樹脂	17,500	
	皮革・軟性発泡樹脂	19,100	
	皮革・フェルト	16,200	
	シリコーン	40,000	
B-5	皮革	10,700	
	軟性発泡樹脂	17,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	19,200	
B-6	皮革	9,050	下腿部支持式につ
	軟性発泡樹脂	15,800	いては、6,550円
	皮革・軟性発泡樹脂	17,600	増しとすること。

	皮革・軟性発泡樹脂	7,000	24,700
	皮革・フェルト	9,700	16,800
	シリコーン	44,000	44,000
B-3	皮革	6,050	12,100
	軟性発泡樹脂	5,100	20,800
	皮革・軟性発泡樹脂	9,650	25,000
	皮革・フェルト	10,700	17,800
	シリコーン	47,400	47,400
B-4	皮革	4,450	11,100
	軟性発泡樹脂	4,750	16,600
	皮革・軟性発泡樹脂	7,200	18,100
	皮革・フェルト	8,350	15,400
	シリコーン	37,900	37,900
B-5	皮革	4,700	10,200
	軟性発泡樹脂	7,600	17,000
	皮革・軟性発泡樹脂	8,250	18,200
B-6	皮革	3,000	8,600
	皮革	4,700	10,200
	(下腿部支持式)		
	軟性発泡樹脂	3,400	15,000
	軟性発泡樹脂	7,600	17,000
	(下腿部支持式)		
	皮革・軟性発泡樹脂	6,000	16,700
	皮革・軟性発泡樹脂	8,250	18,200
	(下腿部支持式)		

	B-7	皮革	7,600
		軟性発泡樹脂	14,300
		皮革・軟性発泡樹脂	16,100

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

1の(1)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

	B-7	皮革	2,300	7,200
		軟性発泡樹脂	2,700	13,600
		皮革・軟性発泡樹脂	4,650	15,300

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

名称	型式	部位	使用材料	価格 円	備考
義手用	装飾用	肩部		9,000	
	能動式	上腕部	アルミニウム、セルロイド	8,050	
	作業用		熱硬化性樹脂	24,900	
		前腕部	アルミニウム、セルロイド	10,300	
			熱硬化性樹脂	20,600	
	作業用 (幹部 使用)	上腕部		8,050	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前腕部		10,300	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
	電動式	肩部	熱硬化性樹脂	10,900	
		上腕部	熱硬化性樹脂	30,800	
		前腕部	熱硬化性樹脂	25,300	
		手部	熱硬化性樹脂	25,300	
義足用	常用	股部		10,800	

作業用	大腿部	木製	33,900	
		アルミニウム、 セルロイド	32,400	
		熱硬化性樹脂	33,900	
	下腿部	木製	33,300	
		アルミニウム、 セルロイド	29,900	
		熱硬化性樹脂	33,300	
	足 部	軟性発泡樹脂	15,200	
作業用 (鉄脚 使用)	大腿部		62,900	股義足用及び大 腿義足用に鉄脚を 使用する場合に限 ること。
	下腿部		29,900	
(注)				
<p>1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。</p> <p>2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。</p> <p>3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。</p> <p>4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。</p> <p>5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。</p> <p>6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただ</p>				

し、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交換部品	作業上限価	備考
		格 円	
義手用ハーネス	一式交換 (削る) (削る) (削る) (削る) 上腕カフ（三頭筋パッド）	4,950 (削る) (削る) (削る) (削る) 3,500	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
	交換 その他の交換	1,900	
	義足懸垂用部品	一式交換 肩吊り帯交換 腰バンド交換 横吊り帯交換 義足用股吊り帯交換（1本） その他の交換	

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格	備考
		円	
義手用ハーネス	一式交換	4,700	(新設)
	美錠縮革交換	1,800	
	美錠留革交換	1,900	
	たわみ式肘継手交換	1,750	
	前方支持バンド交換	1,750	
上腕カフ（三頭筋パッド）	3,350		
	(新設)	(新設)	
義足懸垂用部品	一式交換	4,700	価格は、1本当たり のものであること。
	肩吊り帯交換	4,550	
	義足用股吊り帯交換	1,950	
	位置革交換	3,200	
	腰バンド交換	3,650	
	横吊り帯交換	3,850	
	美錠縮革交換	2,600	

			ないものの修理は、 作業上限価格をもつて修理価格とすること。
断端袋	上腕用	3,350	年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
	前腕用	3,550	
	大腿用	5,550	
	下腿用	5,900	
(削る)			

オ 外装の更新

名称	外装部位	使用材料等	上限価格 円	備考
義手用	肩部	皮革	7,550	
		プラスチック	21,200	
		塗装	4,400	
	上腕部	皮革	8,100	
		プラスチック	21,200	
		塗装	4,400	
	前腕部	皮革	8,100	
		プラスチック	17,100	
		塗装	4,400	
義足用	股部	皮革	11,200	

	美錠留革交換	2,300	価格は、1か所当たりのものであること。
	金具部品交換	3,000	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
(注)			
<p>1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。</p> <p>2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。</p>			

オ 外装の交換

名称	外装部位	使用材料等	価格 円	備考
義手用	肩部	皮革	7,150	
		プラスチック	20,100	
		塗装	4,200	
	上腕部	皮革	7,700	
		プラスチック	20,100	
		塗装	4,200	
	前腕部	皮革	7,700	
		プラスチック	16,200	
		塗装	4,200	
義足用	股部	皮革	10,600	

	プラスチック 塗 装	20,500 5,000	
大腿部	皮 革 プラスチック 塗 装	9,000 20,500 5,000	
下腿部	皮 革 プラスチック 塗 装	9,800 18,300 5,000	
足 部	表 革 裏 革 塗 装 リアルソックス	7,600 6,150 6,250 2,400	リアルソックス は、完成用部品を 加えることができ ること。

カ 完成用部品の交換

ここに掲げる価格は作業にかかる価格であること。完成用部
品を加えることができること。

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	上限価格 円	備 考
義手用	肩継手部品	17,800	
	肘継手部品	10,600	
	手継手部品	4,050	
義足用	股継手部品	20,800	
	膝継手部品	18,000	
	足継手部品	4,050	
	(削る)	(削る)	
溶接		10,500	(略)

(注)

1 継手のうち支柱の交換は、右又は左の一侧を1単位とす

	プラスチック 塗 装	19,400 4,750	
大腿部	皮 革 プラスチック 塗 装	8,550 19,400 4,750	
下腿部	皮 革 プラスチック 塗 装	9,300 17,300 4,750	
足 部	表 革 裏 革 塗 装 リアルソックス	7,200 5,850 5,950 2,300	リアルソックス は、完成用部品を 加えることができ ること。

カ 完成用部品の交換

(新設)

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義手用	肩継手部品	16,900	
	肘継手部品	10,100	
	手継手部品	3,850	
義足用	股継手部品	19,700	
	膝継手部品	17,100	
	足継手部品	3,850	
	前留金具部品	9,800	
溶接		10,000	(略)

(注)

1 筋金交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。

ること。

2 ブロック継手を交換する場合で、アライメント調整が必要な場合は、ウの支持部の交換を加えることができること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名称	交換部品	上限価格 円	備考
義手用	肩義手部品	4,950	
	肘ブロック継手部品	6,650	
	肘ヒンジ継手部品	3,750	
	手継手部品	3,650	
	手先具部品	3,000	
	コントロールケーブル部品	3,150	
	電極部品	1,250	
	接続ケーブル部品	1,250	
	義足用	股継手部品 (削る)	
膝継手部品		3,000	
足部部品		3,250	
作業用スプリング		2,000	
作業用足部裏ゴム		2,900	
吸着式バルブ (削る)		6,300 (削る)	
溶接			2,150

(注)

- 1 (略)
- 2 部品交換の上限価格に、外装の額を加算することができないものとする。

(2) 義肢一骨格構造義肢

修理項目	上限価格
------	------

2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名称	交換部品	基本価格 円	備考
義手用	肩義手部品	4,700	
	肘ブロック継手部品	6,300	
	肘筋金部品	3,550	
	手継手部品	3,450	
	手先具部品	2,850	
	コントロールケーブル部品	3,000	
	電極部品	1,200	
	接続ケーブル部品	1,200	
	義足用	股継手部品	
膝ブロック部品		6,500	
膝筋金部品		2,850	
足部部品		3,100	
作業用スプリング		1,900	
作業用足部裏ゴム		2,750	
吸着式バルブ		6,000	
前留金具部品	4,200		
溶接		2,050	(略)

(注)

- 1 (略)
- 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとする。

(2) 義肢一骨格構造義肢

修理項目	価格
------	----

ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(2)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(2)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の交換	外装の交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、 <u>2,900円</u> を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、

ア ソケットの交換	<u>1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。</u>
イ ソフトインサートの交換	<u>1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。</u>
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、 <u>2,750円</u> を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、 <u>KBMウェツ</u>

	KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって <u>修理価格の上限額</u> とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に <u>8,000円</u> をもって <u>修理価格の上限額</u> とすること。
(注) 1～3 (略)	

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)のウの基本価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(ア) 複製価格

名称	採型区分	型式	上限価格 円	備考
	A-2	能動式 その他	34,800 31,100	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
	A-3	能動式	32,000	全ての型式において、吸着

	ジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって <u>修理価格</u> とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に <u>7,600円</u> をもって <u>修理価格</u> とすること。
(注) 1～3 (略)	

ア ソケットの交換
(新設)

(ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価 格 円		備考
			基本価格	複製価格	
義手用	A-1	装飾用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A-2	装飾用	44,000	29,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A-3	装飾用	42,800	23,800	顆上懸垂式は、

		その他	28,200	式は、29,600円増しとすること。
	A-4	能動式 その他	27,700 25,100	全ての型式において、 <u>懸垂式は、14,800円増しとすること。</u> スプリットソケットは、 <u>22,200円増しとすること。</u>
義足用	B-1		205,100	片側骨盤切断用は、 <u>20,100円増しとすること。</u>
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	48,000 76,500 77,800	短断端切断用キップシャフトは、 <u>57,200円増しとすること。</u> 坐骨収納型ソケットは、 <u>62,100円増しとし、チェックソケット加算ができること。</u>
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	46,700 69,100 70,400	
	B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	42,500 46,200 56,000 56,000 46,200	大腿支柱付きは、 <u>27,200円増しとすること。</u>
	B-5	差込式 有窓式	44,400 48,200	
(注)				
1 (略)				

					14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>21,000円増しとすること。</u>
義足用	B-1	カナダ式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、 <u>19,000円増しとすること。</u>
	B-2	差込式 ライナー式 吸着式	74,800 121,100 167,500	45,400 72,400 73,600	短断端切断用キップシャフトは、 <u>54,100円増しとすること。</u> 坐骨収納型ソケットは、 <u>58,700円増しとすること。</u>
	B-3	差込式 ライナー式 吸着式	74,800 95,900 142,300	44,200 65,400 66,600	
	B-4	差込式 PTB式 PTS式 KBM式 TSB式	60,700 84,600 100,900 103,700 84,600	40,200 43,700 53,000 53,000 43,700	大腿支柱付きは、 <u>25,800円増しとすること。</u>
	B-5	差込式 有窓式	49,500 73,000	42,000 45,600	
(注)					
1 (略)					

2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

(イ) ソケットの価格

1の(2)のエの(7)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。

3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

(新設)

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱可塑性樹脂	5,450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮革	12,600	

		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱可塑性樹脂	7,100	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	9,100	
		皮革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱可塑性樹脂	4,950	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド	23,100	
		熱硬化性樹脂	37,900	
		熱可塑性樹脂	15,900	
	B-2	木製	51,600	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	15,400	二重式ソケットは、
		皮革	20,200	内ソケットの使用材料
		熱硬化性樹脂	29,400	の価格を加算することが
		熱可塑性樹脂	17,300	できること。
				主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド	15,700	エアクッションソケットは、16,300円増しとすること。
		皮革	26,000	二重式ソケットは、
		熱硬化性樹脂	43,500	内ソケットの使用材料
		熱可塑性樹脂	19,700	の価格を加算すること

						<p>ができること。</p> <p><u>主たる積層材にカーボンストックネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。</u></p>
B-4	アルミニウム、セルロイド	12,300				<p><u>エアクションソケットは、14,800円増しとすること。</u></p>
	皮革	18,300				<p><u>二重式ソケットは、</u></p>
	熱硬化性樹脂	26,600				<p><u>内ソケットの使用材料</u></p>
	熱可塑性樹脂	13,900				<p><u>の価格を加算すること</u></p> <p>ができること。</p> <p><u>主たる積層材にカーボンストックネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。</u></p>
B-5	アルミニウム、セルロイド	12,800				<p><u>エアクションソケットは、13,600円増しとすること。</u></p>
	皮革	18,600				<p><u>主たる積層材にカー</u></p>
	熱硬化性樹脂	25,300				<p><u>ボンストックネットを</u></p>
	熱可塑性樹脂	11,000				<p><u>用い樹脂注型を行う場</u></p> <p><u>合は、9,700円増しとす</u></p> <p><u>ること。</u></p>

イ ソフトインサートの交換

名称	採区分	使用材料	上限価格 円	備考	価 格	
					ソケット 交換に付	単独の場 合

						<p>ができること。</p> <p><u>主たる積層材にカーボンストックネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。</u></p>
B-4	アルミニウム、セルロイド	12,300				<p><u>エアクションソケットは、14,800円増しとすること。</u></p>
	皮革	18,300				<p><u>二重式ソケットは、</u></p>
	熱硬化性樹脂	26,600				<p><u>内ソケットの使用材料</u></p>
	熱可塑性樹脂	13,900				<p><u>の価格を加算すること</u></p> <p>ができること。</p> <p><u>主たる積層材にカーボンストックネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。</u></p>
B-5	アルミニウム、セルロイド	12,800				<p><u>エアクションソケットは、13,600円増しとすること。</u></p>
	皮革	18,600				<p><u>主たる積層材にカー</u></p>
	熱硬化性樹脂	25,300				<p><u>ボンストックネットを</u></p>
	熱可塑性樹脂	11,000				<p><u>用い樹脂注型を行う場</u></p> <p><u>合は、9,700円増しとす</u></p> <p><u>ること。</u></p>

イ ソフトインサートの交換

名称	採区分	使用材料	価 格		備考
			ソケット 交換に付	単独の場 合	

義手用	A-1	皮 革	<u>13,000</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>17,400</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>21,400</u>	
	A-2	皮 革	<u>11,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>16,700</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>18,600</u>	
	A-3	皮 革	<u>11,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>16,500</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>18,500</u>	
	A-4	皮 革	<u>10,700</u>	
		軟性発泡樹脂	<u>15,400</u>	
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>17,600</u>	
	義足用	B-1	皮 革	<u>15,600</u>
			軟性発泡樹脂	<u>22,700</u>
			皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,500</u>
		B-2	皮 革	<u>14,100</u>
軟性発泡樹脂			<u>22,700</u>	
皮革・軟性発泡樹脂			<u>26,100</u>	
皮革・フェルト			<u>17,700</u>	
シリコーン			<u>46,500</u>	
B-3		皮 革	<u>12,800</u>	
	軟性発泡樹脂	<u>22,000</u>		
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>26,400</u>		

		随する場合		
義手用	A-1	皮 革	<u>4,700</u>	<u>12,300</u>
		軟性発泡樹脂	<u>4,800</u>	<u>16,500</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,100</u>	<u>20,300</u>
	A-2	皮 革	<u>4,150</u>	<u>11,100</u>
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	<u>15,800</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,750</u>	<u>17,600</u>
	A-3	皮 革	<u>4,050</u>	<u>10,100</u>
		軟性発泡樹脂	<u>4,650</u>	<u>14,600</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,500</u>	<u>16,700</u>
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
義足用	B-1	皮 革	<u>7,000</u>	<u>14,800</u>
		軟性発泡樹脂	<u>5,300</u>	<u>21,500</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,600</u>	<u>25,100</u>
	B-2	皮 革	<u>5,400</u>	<u>13,400</u>
		軟性発泡樹脂	<u>4,950</u>	<u>21,500</u>
		皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,000</u>	<u>24,700</u>
		皮革・フェルト	<u>9,700</u>	<u>16,800</u>
		シリコーン	<u>44,000</u>	<u>44,000</u>
	B-3	皮 革	<u>6,050</u>	<u>12,100</u>
軟性発泡樹脂		<u>5,100</u>	<u>20,800</u>	
皮革・軟性発泡樹脂		<u>9,650</u>	<u>25,000</u>	

	皮革・フェルト	<u>18,800</u>
	シリコーン	<u>50,100</u>
B-4	皮革	<u>11,700</u>
	軟性発泡樹脂	<u>17,500</u>
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,100</u>
	皮革・フェルト	<u>16,200</u>
	シリコーン	<u>40,000</u>
B-5	皮革	<u>10,700</u>
	軟性発泡樹脂	<u>17,900</u>
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>19,200</u>

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

1の(2)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

	皮革・フェルト	<u>10,700</u>	<u>17,800</u>
	シリコーン	<u>47,400</u>	<u>47,400</u>
B-4	皮革	<u>4,450</u>	<u>11,100</u>
	軟性発泡樹脂	<u>4,750</u>	<u>16,600</u>
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,200</u>	<u>18,100</u>
	皮革・フェルト	<u>8,350</u>	<u>15,400</u>
	シリコーン	<u>37,900</u>	<u>37,900</u>
B-5	皮革	<u>4,700</u>	<u>10,200</u>
	軟性発泡樹脂	<u>7,600</u>	<u>17,000</u>
	皮革・軟性発泡樹脂	<u>8,250</u>	<u>18,200</u>

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	<u>14,500</u>	
上腕義手用	<u>11,500</u>	
前腕義手用	<u>11,400</u>	
股義足用	<u>17,300</u>	
大腿義足用	<u>17,300</u>	
下腿義足用	<u>11,400</u>	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交換部品	作業上限 価 格 円	備 考
義手用ハーネス	一式交換 (削る) (削る) 上腕カフ (三頭筋パッド)	4,950 (削る) (削る) 3,500	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
	交換 その他の交換	1,900	
義足懸垂用部品	一式交換	4,950	義足懸垂用部品の修理価格は、交換部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
	肩吊り帯交換	4,800	
	腰バンド交換	3,850	
	横吊帯交換	4,050	
	義足用股吊帯交換 (1本)	2,050	
	その他の交換	2,900	

(削る)

行う場合は、11,100円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備 考
義手用ハーネス	一式交換	4,700	(新設)
	美錠締革交換	1,800	
	美錠留革交換	1,900	
	上腕カフ (三頭筋パッド)	3,350	
	(新設)	(新設)	
義足懸垂用部品	一式交換	4,700	価格は、1本当たりのものであること。
	肩吊り帯交換	4,550	
	義足用股吊帯交換	1,950	
	位置革交換	3,200	
	腰バンド交換	3,650	
	横吊帯交換	3,850	
	美錠締革交換	2,600	
	美錠留革交換	2,300	
	金具部品交換	3,000	
		価格は、1か所当たりのものであること。	

(注)

1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基

本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとする。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	11,500	
上腕義手用	9,100	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	8,100	
股義足用	28,800	
大腿義足用	23,100	
膝義足用	20,600	
下腿義足用	18,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

(3) 装具

修 理 項 目	価 格 円	備 考
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、 <u>1,300</u> 円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	

オ 外装の交換

名 称	上限価格 円	備 考
肩義手用	12,100	
上腕義手用	9,600	
肘義手用	9,050	
前腕義手用	8,550	
股義足用	30,400	
大腿義足用	24,400	
膝義足用	21,700	
下腿義足用	19,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

(3) 装具 (オーダーメイド)

修 理 項 目	上限価格 円	備 考
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、 <u>1,350</u> 円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ (略)	(略)	

ウ		ベルトの交換	修理箇所ごとに 25mm幅のものは 940円、50mm幅の ものは1,300円と すること。ただ し、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。	
エ		溶接	修理箇所ごとに アライメントの調 整を必要とするも のは10,700円、必 要としないものは 2,200円とすこと。 と。	
オ		その他の交換・修理		
(ア) 修理 部位	下肢 装具	足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	6,150	(略)
		靴型 装具	本底交換	8,700 (略)
	踵交換	足底挿板交換	7,550	(略)
		半張交換	3,650	踵以外 (若しくは足 長のおおむね遠位2 ／3の範囲) の本底 の交換であること。
	踵交換	1,800	踵 (若しくは足長の おおむね近位1／3 の範囲) の本底の交 換であること。	

ウ		マジックバンドの交換	修理箇所ごとに 25mm幅のものは 890円、50mm幅の ものは1,250円と すること。ただ し、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。	
エ		溶接	修理箇所ごとに アライメントの調 整を必要とするも のは10,100円、必 要としないものは 2,100円とすこと。 と。	
オ		その他の交換・修理		
(ア) 修理 部位	下肢 装具	足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	5,800	(略)
		靴型 装具	本底交換	8,200 (略)
	踵交換	足底挿板交換	7,100	(略)
		半張交換	3,450	(新設)
	踵交換	1,700	(新設)	

	積上交換	1,350	本底より上部におよぶ底の交換の場合に 加算できること。
	底張かけ交換	2,200	MP部から遠位の範囲の底の交換である こと。
	ファスナー交換	3,350	
	細革交換	760	細革全体の交換の場合に限り加算出来る こと。 グッドイヤーの場合は、1,450円増しと すること。
体幹 装具	硬性コルセット支柱交換	3,250	
	軟性コルセット支柱交換	1,400	
(イ) (ア)以外の部位		(略)	
(注) 1～4 (略)			

(4) 装具 (レディメイド)

3の(3)の装具 (オーダーメイド) に準じて修理すること。

(5) 姿勢保持装置

修理項目	上限価格 円	
ア 支持部の交換	1の(5)のエの(ア)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整
	頭部	3,000

	積上交換	1,300	(新設)
	底張かけ交換	2,100	(新設)
	ファスナー交換	3,150	
	細革交換	720	革底の場合は、 1,400円増しと すること。
体幹 装具	硬性コルセット支柱交換	3,100	
	軟性コルセット支柱交換	1,350	
(イ) (ア)以外の部位		(略)	
(注) 1～4 (略)			

(新設)

(新設)

(4) 座位保持装置

修理項目	価格 円	
ア 支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整
	頭部	2,800

上腕部	1,800	2,750
前腕・手部		
体幹部	3,500	9,450
骨盤・大腿部		
下腿部	1,800	2,750
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(5)のエの(イ)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(5)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(5)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(5)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ 面ファスナーの交換	25mm幅のものは960円、50mm幅のものは1,300円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(5)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注)		

上腕部	1,700	2,600
前腕・手部		
体幹部	3,300	8,850
骨盤・大腿部		
下腿部	1,700	2,600
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換	25mm幅のものは900円、50mm幅のものは1,250円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注)		

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(5)のウに掲げる上限価格の範囲内で加算することができること。

(6) 車椅子

名称	種類	上限価格 円	備考
フレーム	フレーム交換	24,100	
	サイドガード (スカートガード) 交換 (片側)	7,400	
	溶接 (修理箇所ごと)	10,700	
	6輪構造部品交換	37,700	
	幅止め交換 (1本)	5,400	
シート	座布交換 (スリング式)	12,300	板張り式の場合 は1の(6)のエの(ウ)の付 属品に掲げる 座板の価格 をもって修 理価格とす ること。
	座布交換 (張り調整式)	21,000	
	奥行き調整部品交換 (片側)	9,250	
バックサポート	背布交換 (スリング式)	12,300	背布交換の うち、ワイ ドフレーム、 バックサポ ート延長 (頭頸部 まで)の場 合は110% の範囲内の 額とするこ
	背布交換 (張り調整式)	21,000	
	バックサポートパイプ交換 (片側)	4,150	
	バックサポートパイプ取付部品交換 (片側)	4,000	
	背座間角度調整部品交換 (片側)	8,800	
	背折れ機構部品交換 (片側)	8,000	

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。

(新設)

			と。バックサポートパイプ交換のうち、ワイドフレームの場合は7,000円、バックサポート延長(頭頸部まで)の場合は5,000円、高さ調整の構造を有する場合は6,600円増しとし、片側を1単位とすること。
フット・レッグサポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	フット・レッグサ
	フット・レッグサポートパッド交換(片側)	5,500	ポートベル
	着脱式フット・レッグサポート交換(片側)	6,250	ト交換のう
	挙上式フット・レッグサポート交換(片側)	8,550	ち、全面張
	開閉挙上式フット・レッグサポート交換(片側)	11,100	りの場合は4,000円増しとすること。

	開閉着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)	7,350	
フットサポート	フットサポート交換 (片側)	4,100	前後調整、
	フットサポート交換 (二重折込式、片側)	6,250	角度調整及
	フットサポート交換 (中折れ式)	8,750	び左右調整 の各構造を 有する場合 は各1,600 円増しと し、片側を 1単位とす ること。
アームサポート (片側)	アームサポート交換 (固定式)	5,000	高さ調整の
	アームサポート交換 (跳ね上げ式)	6,750	構造を有す る場合は
	アームサポート交換 (着脱式)	6,550	3,600円、 角度調整の 構造を有す る場合は 7,650円、 アームサ ポート幅 広、アーム サポート延 長の各構造 を有する場 合はそれぞ れ3,900円 増しとし、 片側を1単 位とするこ

			と。 アームサ ポート交換 のうち、肘 当て部分の みを交換す る場合は固 定式の価格 をもって修 理価格とす ること。
ヘ ッ ド サ ポ ー ト	ヘッドサポートパイプ交換	4,150	ヘッ ド サ ポ ー ト と し て 独 立 し た も の に 限 る (バックサ ポート一体 型は含まな い)。
	ヘッドサポートパイプ取付部品交換	4,000	
(片側) ブ レ ー キ	ブレーキ交換	9,900	
	キャリパーブレーキ交換	8,700	
	フットブレーキ交換	8,650	
(片側) 駆 動 輪 ・ 主 輪	駆動輪・主輪一式交換	18,600	駆動輪・主 輪一式と は、リム、 スポーク、 タイヤ、 チューブ、
	駆動輪・主輪ホイール交換	10,000	
	駆動輪・主輪ホイール交換 (片手 駆動式)	15,000	
	片手駆動部品交換	9,000	
	車軸位置調整部品交換	8,750	

	タイヤ交換	4,600	タイヤバル
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	ブ、ハブ及
	チューブ交換	4,000	びハブ軸を
			含むもので
			あること。
			ホイールと
			は、リム、
			スポーク、
			ハブ及びハ
			ブ軸を含む
			ものである
			こと。
			タイヤ交換
			はチューブ
			交換を含ま
			ないもので
			あること。
			ホイール交
			換のうち、
			着脱式ハブ
			を含む場合
			は 5,400 円
			増しとし、
			片側を 1 単
			位とすること。
キ	キャスト交換	8,700	キャストは
ヤ	キャスト取付部品交換	7,600	キャスト輪
ス			及びフォー
タ			クから構成

			されるものであること。 衝撃吸収タイプの場合は7,500円増しとし、片側を1単位とすること。
ハンドリム (片側)	ハンドリム交換 (プラスチック)	5,250	ノブ付きの場合 は4,850円増しとし、片側を1単位とすること。 片手駆動式の場合は3,300円増しとすること。
	ハンドリム交換 (ステンレス)	12,700	
	ハンドリム交換 (アルミ)	11,200	
付属品	付属品交換		修理項目ごとに1の(6)のエの(ウ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。
	リヤ・シャフト交換 レバー交換	7,100 1,750	価格は、1 個(本)当

その他	ワイヤ交換	3,000	たりのもの
	メカロック交換	10,800	であるこ
	ガスダンパー交換	16,300	と。
	グリップ交換	500	

(注)

部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり 5,000 円を加算した額をもって修理価格とすること。

(7) 電動車椅子

ア 標準形

名称	種類	上限価格 円	備考
フレーム	フレーム交換	40,800	
	フレーム部品交換	9,450	
	シートフレーム交換	16,000	
	シートフレーム部品交換	6,800	
	電動リフト・電動ティルト・電動	86,500	
	リクライニングシートフレーム交換		
	電動リフトメインフレーム交換	108,100	
	サイドガード (スカートガード)	5,300	
	交換 (片側)		
	溶接 (修理箇所ごと)	10,700	
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1 個当たりの ものである こと。
	ジョイスティック ばね圧変更部品 交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
	電動リフト・電動ティルト・電動	32,500	
	リクライニング制御部一式交換		

(新設)

	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング制御部部品交換	5,400	
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング自動停止制御部一 式交換	16,200	
	電動リフト・電動テイルト・電動 リクライニング自動停止制御部部 品交換	5,400	
スイッチ	延長スイッチ交換	1,050	価格は、1 個当たりの ものである こと。
バッテリー	バッテリー交換（シールド） バッテリー交換（リチウムイオン電 池）	37,700 100,000	価格は、1 個当たりの ものである こと。
充電器	内蔵充電器交換 外部充電器交換 充電器部品交換	50,700 21,300 12,500	
シート	座布交換（スリング式） 座布交換（張り調整式） 座奥行き調整部品交換（片側）	12,300 21,000 9,250	板張り式の 場合は1の (6)のエの (ウ)の付属 品に掲げる 座板の価格 をもって修 理価格とす ること。
	背布交換（スリング式） 背布交換（張り調整式） バックサポートパイプ交換（片	12,300 21,000 9,350	背布交換の うち、ワイ ドフレー

バックサポート	側)		ム、バック
	バックサポートパイプ取付部品交換 (片側)	4,000	サポート延長 (頭頸部
	背座間角度調整部品交換 (片側)	8,800	まで) の場
	背折れ機構部品交換 (片側)	8,000	合は 110 %
			の範囲内の
			額とするこ
			と。
			バックサ
			ポートパイ
			プ交換のう
			ち、ワイド
			フレームの
			場 合 は
			7,000円、
			バックサ
			ポート延長
			(頭頸部ま
			で) の場合
			は 5,000
			円、高さ調
			整の構造を
			有する場合
			は 6,600 円
			増しとし、
			片側を 1 単
			位とするこ
			と。
	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	フット・
	フット・レッグサポートパッド交換	5,500	レッグサ
			ポートベル

フット・レッグサポート	換 (片側)		ト交換のう
	着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)	6,250	ち、全面張
	換 (片側)		りの場合は
	挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)	8,550	4,000 円 増
	換 (片側)		しとするこ
	開閉挙上式フット・レッグサポー	11,100	と。
	ト交換 (片側)		
フットサポート (片側)	開閉着脱式フット・レッグサポー	7,350	
	ト交換 (片側)		
	フット・レッグサポートフレーム	5,700	
	交換 (片側)		
	フットサポート交換	12,300	フットサ
	フットサポート交換 (二重折込式)	14,450	ポートのう
			ち、前後調 整、角度調 整及び左右 調整の各構 造を有する 場合は各 1,600 円 増 しとし、片 側を 1 単位 とすること。 強度を高め るために、 金属製の フットサ ポートを使 用する場合

			は15,000円増しとすること。
アームサポート交換 (固定式)	5,000	高さ調整の	
	6,750	構造を有する場合は	
	6,550	3,600円、	
アームサポート交換 (跳ね上げ式)		角度調整の構造を有する場合は	
アームサポート交換 (着脱式)		7,650円、	
アームサポート (片側)		アームサポート幅	
		広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ	
		3,900円増しとし、	
		片側を1単位とすること。	
		アームサポート交換のうち、肘	
		当て部分のみを交換する場合は	
		固定式の価格をもって修	

			理価格とすること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換（標準形）	18,500	
駆動輪・主輪（片側）	駆動輪・主輪一式交換	16,000	駆動輪・主輪一式とは、タイヤ、ホイール及びチューブを含むものであること。タイヤ交換はチューブ交換を含まないものであること。
	タイヤ交換	6,450	
	ノーパンクタイヤ交換	10,500	
	ホイール交換	5,550	
	チューブ交換	4,000	
前輪（片側）	タイヤ交換	5,400	
	ノーパンクタイヤ交換	9,900	
	ホイール交換	4,550	
	チューブ交換	4,000	
	フォーク交換	12,700	
電装系部品	コントローラ交換	89,800	価格は、1個当たりのものであること。
	コントローラ部品交換	10,100	
	電動リフトコントローラ交換	43,200	
	電動リフトコントローラ部品交換	10,800	
	電動ティルト・電動リクライニングコントローラ交換	100,700	
	電動ティルト・電動リクライニング		
	電動リクライニングコントローラ部品交換	10,800	

	ハーネス及びリレー交換	9,550	
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングハーネス交換	16,200	
	モータ交換	30,300	
	モータ部品交換	7,650	
	電動ティルト・電動リクライニングモータ交換	18,100	
	電動リフトモータ交換	64,900	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングモータ部品交換	8,600	
	ギヤボックス交換	48,000	
	電動ティルト・電動リクライニング装置交換	56,800	
	電動ティルト・電動リクライニング装置部品交換	23,400	
	前輪パワーステアリング部品交換	54,300	
付 属 品	付属品交換	修理項目ごとに1の(7)のエの(ウ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
そ の 他	転倒防止装置	6,400	価格は、1
	リヤ・シャフト交換	7,100	個(回)当
	電動リフトシャフト交換	54,100	たりのもの
	電動ティルト・電動リクライニングシャフト交換	61,800	であるこ
	電動リフトチェーン交換	54,100	と。
	電動リフトチェーンアジャスタ交	27,000	

換		
オイル又はグリス交換		2,850
クラッチ交換		9,150
レバー交換		1,750
ワイヤ交換		3,000
メカロック交換		10,800
ガスダンパー交換		16,300
グリップ交換		500

(注)

部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

イ 簡易形

名称	種 類	上限価格 円	備 考
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1個当たりのものであること。
	ジョイスティックばね圧変更部品交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
スイッチ	スイッチゴム交換	300	価格は、1個当たりのものであること。
	延長スイッチ交換	1,050	
バッテリー	バッテリー交換（リチウムイオン電池）	100,000	価格は、1個当たりのものであること。
	バッテリー交換（ニッケル水素電池）	62,000	
充電器	外部充電器交換	28,800	価格は、1個当たりの

			ものである こと。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換	13,300	
	キャリパーブレーキ交換	17,400	
駆動輪・主輪 (片側)	電動ユニット交換	100,400	電動ユニッ
	ホイール交換	13,600	ト交換のう
	ホイール部品交換	4,150	ち、バッテ
	駆動装置部品交換	24,900	リホルダー
	タイヤ交換	4,600	付きの場合
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	は 10,000
	チューブ交換	4,000	円、アシス ト式の構造 を有する場 合は18,000 円増しとす ること。 ホイール交 換のうち、 アシスト式 の構造を有 する場合は 7,300円増 しとするこ と。
ハンドリム (片側)	ハンドリム交換 (切替式)	5,400	滑り止めハ
	ハンドリム交換 (アシスト式)	12,000	ンドリムの 場 合 は 7,350円増 しとするこ と。
	ハーネス及びリレー交換	9,550	価格は、1

電 装 系 部 品	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	個当たりの ものである こと。
	リヤ・シャフト交換	7,100	価格は、1
そ の 他	オイル又はグリス交換	2,850	個（回）当
	クラッチ交換	9,150	たりのもの であるこ と。

(注)

- 1 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。
- 2 上記のほか3の(6)に掲げる価格を加算することができること。

(8) その他

種目	型式	修 理 部 位	上限価格 円	備 考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交換	870	
眼 鏡		枠交換	8,300	矯正用レンズ、遮 光矯正用レンズに 乱視矯正を含む場 合は、片眼又は両 眼にかかわらず、 4,350円増しとす ること。
		矯正用レンズ（6D未満）交換	4,900	
		矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（10D以上）交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,500	

(5) その他

種目	型式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交換	760	
眼 鏡		枠交換	8,000	矯正用レンズ、遮 光矯正用レンズに 乱視矯正を含む場 合は、片眼又は両 眼にかかわらず、 4,200円増しとす ること。
		矯正用レンズ（6D未満）交換	5,100	
		矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（10D以上）交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	

	遮光用レンズ交換	<u>11,500</u>			遮光用レンズ交換	<u>11,100</u>	
補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	<u>6,650</u>		補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	<u>6,300</u>	
	耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	<u>27,900</u>			耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	<u>26,400</u>	
	耳あな型スイッチ交換	<u>3,300</u>			耳あな型スイッチ交換	<u>3,150</u>	
	耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	<u>8,850</u>			耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	<u>8,400</u>	
	耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	<u>13,400</u>			耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	<u>12,700</u>	
	耳あな型極板交換	<u>1,100</u>			耳あな型極板交換	<u>1,050</u>	
	耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	<u>8,850</u>			耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	<u>8,400</u>	
	耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	<u>12,200</u>			耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	<u>11,600</u>	
	耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	<u>14,200</u>			耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	<u>13,500</u>	
	耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	<u>16,800</u>			耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	<u>15,950</u>	
	耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	<u>15,000</u>			耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	<u>14,200</u>	
	耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	<u>21,100</u>			耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	<u>20,000</u>	
	耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	<u>2,200</u>			耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	<u>2,100</u>	
	耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	<u>9,400</u>			耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	<u>8,900</u>	
耳あな型コンデンサ交	<u>2,200</u>		耳あな型コンデンサ交	<u>2,100</u>			

換 (レディメイド)	
耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>9,400</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	<u>1,100</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	<u>1,600</u>
耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,650</u>
耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>10,000</u>
耳あな型サスペンション交換	<u>940</u>
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>33,500</u>
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>44,600</u>
耳かけ型ケース組立交換	<u>3,950</u>
耳かけ型スイッチ交換	<u>4,750</u>
耳かけ型テレホンコイル交換	<u>2,650</u>
耳かけ型極板交換	<u>1,550</u>
耳かけ型ボリューム交換	<u>6,800</u>
耳かけ型マイクロホン交換	<u>12,400</u>
耳かけ型レシーバー交換	<u>12,800</u>
耳かけ型トリマー交換	<u>2,000</u>

換 (レディメイド)	
耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>8,900</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	<u>1,050</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	<u>1,550</u>
耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,300</u>
耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>9,500</u>
耳あな型サスペンション交換	<u>890</u>
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>31,700</u>
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>42,200</u>
耳かけ型ケース組立交換	<u>3,750</u>
耳かけ型スイッチ交換	<u>4,500</u>
耳かけ型テレホンコイル交換	<u>2,550</u>
耳かけ型極板交換	<u>1,470</u>
耳かけ型ボリューム交換	<u>6,450</u>
耳かけ型マイクロホン交換	<u>11,810</u>
耳かけ型レシーバー交換	<u>12,120</u>
耳かけ型トリマー交換	<u>1,900</u>

耳かけ型フック交換	650
耳かけ型電池ホルダー交換	1,050
耳かけ型耳栓組立交換	630
耳かけ型サスペンション交換	670
耳かけ型アンプ組立交換	31,600
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,300
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,400
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,750
重度難聴用イヤホン交換	5,800
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,800
重度難聴用コード交換	1,900
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	42,700
眼鏡型ケース組立交換	9,900
眼鏡型スイッチ交換	3,650
眼鏡型テレホンコイル交換	3,450
眼鏡型極板交換	1,450
眼鏡型ボリューム交換	4,800
眼鏡型マイクロホン交換	14,700
眼鏡型骨導子交換	17,300
眼鏡型アンプ組立交換	24,400

耳かけ型フック交換	620
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000
耳かけ型耳栓組立交換	600
耳かけ型サスペンション交換	640
耳かけ型アンプ組立交換	29,880
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300
重度難聴用イヤホン交換	5,490
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000
重度難聴用コード交換	1,800
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400
眼鏡型ケース組立交換	9,400
眼鏡型スイッチ交換	3,450
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300
眼鏡型極板交換	1,400
眼鏡型ボリューム交換	3,900
眼鏡型マイクロホン交換	13,900
眼鏡型骨導子交換	16,400
眼鏡型アンプ組立交換	23,100

眼鏡型アンプ組立交換 (送信用)	<u>37,200</u>
眼鏡型アンプ組立交換 (受信用)	<u>57,800</u>
眼鏡型ブランク（空つ る）交換	<u>4,600</u>
眼鏡型テンプル（補助 つる）交換	<u>3,250</u>
眼鏡型フロント（前 枠）交換	<u>10,000</u>
眼鏡型平面レンズ交換	<u>3,800</u>
ポケット型ケース組立 交換	<u>5,700</u>
ポケット型クリップ交 換	<u>1,250</u>
ポケット型スイッチ交 換	<u>3,700</u>
ポケット型テレホンコ イル交換	<u>1,400</u>
ポケット型極板交換	<u>1,400</u>
ポケット型ボリューム 交換	<u>4,800</u>
ポケット型マイクロホ ン交換	<u>5,700</u>
骨導式ポケット型レ シーバー交換	<u>11,100</u>
骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	<u>3,300</u>
ダンパー入り耳かけ型 フック交換	<u>1,000</u>
受信機交換	<u>97,300</u>

眼鏡型アンプ組立交換 (送信用)	<u>35,200</u>
眼鏡型アンプ組立交換 (受信用)	<u>54,700</u>
眼鏡型ブランク（空つ る）交換	<u>4,350</u>
眼鏡型テンプル（補助 つる）交換	<u>3,100</u>
眼鏡型フロント（前 枠）交換	<u>9,500</u>
眼鏡型平面レンズ交換	<u>3,600</u>
ポケット型ケース組立 交換	<u>5,400</u>
ポケット型クリップ交 換	<u>1,200</u>
ポケット型スイッチ交 換	<u>3,500</u>
ポケット型テレホンコ イル交換	<u>1,350</u>
ポケット型極板交換	<u>1,350</u>
ポケット型ボリューム 交換	<u>4,580</u>
ポケット型マイクロホ ン交換	<u>5,400</u>
骨導式ポケット型レ シーバー交換	<u>10,500</u>
骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	<u>3,150</u>
ダンパー入り耳かけ型 フック交換	<u>960</u>
受信機交換	<u>92,000</u>

	受信機基板交換	<u>29,200</u>			受信機基板交換	<u>27,600</u>	
	受信機部品（ケース、 充電機、アンテナ、ス イッチ、コネクタ）交 換	<u>5,250</u>			受信機部品（ケース、 充電機、アンテナ、ス イッチ、コネクタ）交 換	<u>5,000</u>	
	ワイヤレスマイク交換	<u>135,400</u>			ワイヤレスマイク交換	<u>128,000</u>	
	ワイヤレスマイク基板 交換	<u>40,600</u>			ワイヤレスマイク基板 交換	<u>38,400</u>	
	ワイヤレスマイク充電 用ACアダプタ交換	<u>3,700</u>			ワイヤレスマイク充電 用ACアダプタ交換	<u>3,500</u>	
	ワイヤレスマイクマイ クロホン交換	<u>12,600</u>			ワイヤレスマイクマイ クロホン交換	<u>12,000</u>	
	ワイヤレスマイクディ スプレイ交換	<u>12,600</u>			ワイヤレスマイクディ スプレイ交換	<u>12,000</u>	
	ワイヤレスマイク部品 （ケース、充電機、ア ンテナ、スイッチ、コ ネクタ）交換	<u>5,250</u>			ワイヤレスマイク部品 （ケース、充電機、ア ンテナ、スイッチ、コ ネクタ）交換	<u>5,000</u>	
	イヤモールド交換	<u>9,500</u>			イヤモールド交換	<u>9,000</u>	
	コンセント交換	<u>870</u>			コンセント交換	<u>830</u>	
	IC回路交換	<u>4,800</u>			IC回路交換	<u>4,550</u>	
	イヤホン交換	<u>3,350</u>			イヤホン交換	<u>3,170</u>	
	コード交換	<u>710</u>			コード交換	<u>680</u>	
	トランジスター又はダ イオード交換	<u>2,150</u>			トランジスター又はダ イオード交換	<u>2,050</u>	
	抵抗交換	<u>2,150</u>			抵抗交換	<u>2,050</u>	
	コンデンサ交換	<u>2,150</u>			コンデンサ交換	<u>2,050</u>	
	トランス交換	<u>2,000</u>			トランス交換	<u>1,900</u>	
	オーディオシュー交換	<u>5,250</u>			オーディオシュー交換	<u>5,000</u>	
人工 内耳	人工内耳用音声信号処 理装置修理	30,000	部品の交換を伴う 修理は認められな	人工 内耳	人工内耳用音声信号処 理装置修理	30,000	(新設)

			いこと。				
(削る)	(削る)	(削る)		車 椅 子	クッション交換	4,090	
	(削る)	(削る)			クッション (ポリエス テル繊維、ウレタン フォーム等の多層構造 のもの及び立体編物構 造のもの) 交換	10,000	
	(削る)	(削る)			クッション (ゲルとウ レタンフォームの組合 せのもの) 交換	19,080	
	(削る)	(削る)			クッション (バルブを 開閉するだけで空気量 を調整するもの) 交換	30,000	
	(削る)	(削る)			クッション (特殊な空 気室構造のもの) 交換	45,000	
	(削る)	(削る)	(削る)		フローテーションパツ ド交換	30,000	三重構造とする場 合は、1,300円増 しとすること。
	(削る)	(削る)			背クッション交換	10,000	
	(削る)	(削る)			特殊形状クッション (骨盤・大腿部サポー ト) 交換	25,750	
	(削る)	(削る)			クッションカバー (防 水加工を施したもの) 交換	7,460	
	(削る)	(削る)			クッション滑り止め部 品交換	1,920	
	(削る)	(削る)			バックサポート交換	8,860	
	(削る)	(削る)	(削る)		延長バックサポート交 換	10,190	枕は含めないこ と。
	(削る)	(削る)			枕 (オーダー) 交換	10,330	

(削る)	(削る)	枕 (レディメイド) 交換	5,830
(削る)	(削る)	バックサポートパイプ交換	3,830
(削る)	(削る)	バックサポートパイプ取付部品交換	3,700
(削る)	(削る)	張り調整式バックサポート交換	15,080
(削る)	(削る)	高さ調整式バックサポート交換	12,080
(削る)	(削る)	背折れ機構部品交換	7,180
(削る)	(削る)	背座間角度調整部品交換	8,100
(削る)	(削る)	アームサポート (肘当て部分) 交換	4,620
(削る)	(削る)	アームサポート (フレーム) 交換	4,600
(削る)	(削る)	高さ角度調整式アームサポート交換	9,010
(削る)	(削る)	高さ調整式アームサポート (段階調整式) 交換	3,310
(削る)	(削る)	角度調整式アームサポート交換	7,050
(削る)	(削る)	跳ね上げ式アームサポート交換	6,060
(削る)	(削る)	脱着式アームサポート交換	6,200
(削る)	(削る)	アームサポート拡張部品交換	3,610
(削る)	(削る)	アームサポート延長部	3,610

	(削る)	(削る)		品交換		
	(削る)	(削る)		レグサポート交換	2,700	
				脱着式レグサポート	5,780	
	(削る)	(削る)		交換		
				挙上式レグサポート	7,900	
	(削る)	(削る)		(パッド形状) 交換		
				開閉挙上式レグサ	10,290	
	(削る)	(削る)		ポート (パッド形状)		
	(削る)	(削る)		交換		
				開閉・脱着式レグサ	6,790	
	(削る)	(削る)	(削る)	ポート交換		
				フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を
						有する場合は
						4,160円増し、角
						度調整、左右調整
						の各構造を有する
						場合は各1,500円
						増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	ヘッドサポートベース	27,080	枕は含めること。
				(マルチタイプ) 交換		
	(削る)	(削る)		座布交換	8,750	
	(削る)	(削る)		座張り調整部品交換	10,000	
	(削る)	(削る)		座奥行き調整 (スライ	16,970	
				ド式) 部品交換		
	(削る)	(削る)		座板交換	6,800	
	(削る)	(削る)		座席昇降ハンドルユ	15,800	
				ニット交換		
	(削る)	(削る)		座席昇降チェーン交換	8,400	
	(削る)	(削る)		座席昇降メカユニット	22,100	
				交換		
	(削る)	(削る)		フレーム (サイドベ	10,700	

	(削る)	(削る)		ス) 交換		
	(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 交換	8,500	
	(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 取付部品交換	3,200	
	(削る)	(削る)		フレーム (折りたたみ) 交換	22,180	
	(削る)	(削る)		ブレーキ交換	9,100	
	(削る)	(削る)		キャリパーブレーキ交換	8,000	
	(削る)	(削る)		フットブレーキ (介助者用) 交換	7,970	
	(削る)	(削る)		延長用ブレーキアーム交換	1,630	
	(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器—夜光材) 交換	430	1回当たりとすること。
	(削る)	(削る)		リフレクタ (反射器—夜光反射板) 交換	670	
	(削る)	(削る)		ハンドリム交換	5,240	
	(削る)	(削る)		滑り止めハンドリム交換	8,740	
	(削る)	(削る)	(削る)	ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、4,350円増しとすること。
	(削る)	(削る)		キャスト (大) 交換	8,000	
	(削る)	(削る)		キャスト (小) 交換	5,800	
	(削る)	(削る)		屋外用キャスト (エア一式等) 交換	7,500	
	(削る)	(削る)		リーム交換	5,500	
	(削る)	(削る)		車軸位置調整部品交換	16,120	

(削る)	(削る)	大車輪脱着ハブ交換	5,000
(削る)	(削る)	サイドガード交換	6,820
(削る)	(削る)	タイヤ交換	4,270
(削る)	(削る) (削る)	ノーパンクタイヤ交換	4,190
			購入後に後付けする場合は、1,740円増しとすること。
(削る)	(削る)	チューブ交換	2,450
(削る)	(削る)	シートベルト交換	4,300
(削る)	(削る)	テーブル交換	10,900
(削る)	(削る)	スポークカバー交換	4,100
(削る)	(削る) (削る)	塗装	17,900
			1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
(削る)	(削る)	ハブ取付部品交換	6,100
(削る)	(削る)	キャスター取付部品交換	7,000
(削る)	(削る)	ハブ用スプリング交換	16,000
(削る)	(削る)	ステッキホルダー (杖たて) 交換	3,000
(削る)	(削る)	泥よけ交換	6,050
(削る)	(削る)	転倒防止装置交換	3,750
(削る)	(削る)	転倒防止装置 (キャスター付き折りたたみ式) 交換	8,670
(削る)	(削る)	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000
(削る)	(削る)	酸素ボンベ固定装置交換	13,000
(削る)	(削る)	人工呼吸器搭載台交換	25,000

(削る)	(削る)		栄養パック取り付け用	10,190	
(削る)	(削る)		ガートル架交換		
(削る)	(削る)		点滴ポール交換	10,430	
(削る)	(削る)		シリンダー用レバー交換	2,500	
(削る)	(削る)		メカロック交換	10,000	
(削る)	(削る)		ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
(削る)	(削る)		ワイヤー交換	1,800	
(削る)	(削る)		ガスダンパー交換	15,000	
(削る)	(削る)	(削る)	幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、750円増しとすること。
(削る)	(削る)		高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
(削る)	(削る)		車載時固定用フック交換	3,000	
(削る)	(削る)		日よけ(雨よけ)部品交換	12,000	
(削る)	(削る)		6輪構造部品交換	34,720	
(削る)	(削る)	(削る)	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
(削る)	(削る)		痰吸引器搭載台交換	25,000	

(削る)	(削る)	(削る)	電 動 車 椅 子	コントローラー交換	84,300
	(削る)	(削る)		コントローラー部品交 換	9,500
	(削る)	(削る)		電動リフトコントロー ラー交換	40,600
	(削る)	(削る)		電動リフトコントロー ラー部品交換	10,200
	(削る)	(削る)		電動ティルトコント ローラー交換	94,500
	(削る)	(削る)		電動ティルトコント ローラー部品交換	10,200
	(削る)	(削る)		操作制御部交換	24,300
	(削る)	(削る)		操作制御部部品交換	5,800
	(削る)	(削る)		電動リフト操作制御部 交換	30,500
	(削る)	(削る)		電動リフト操作制御部 部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動ティルト制御部交 換	30,500
	(削る)	(削る)		電動ティルト制御部部 品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動リフト自動停止制 御部交換	15,200
	(削る)	(削る)		電動リフト自動停止制 御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動ティルト自動停止 制御部品交換	15,200
	(削る)	(削る)		電動ティルト自動停止 制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		ハーネス及びリレー交	9,000

(削る)	(削る)	換	
(削る)	(削る)	ハーネス及びリレー部	3,400
(削る)	(削る)	品交換	
(削る)	(削る)	電動リフトハーネス交	15,200
(削る)	(削る)	換	
(削る)	(削る)	電動ティルトハーネス	15,200
(削る)	(削る)	交換	
(削る)	(削る)	モーター交換	28,500
(削る)	(削る)	モーター部品交換	7,200
(削る)	(削る)	電動リクライニング	17,000
(削る)	(削る)	モーター交換	
(削る)	(削る)	電動リフトモーター交	60,900
(削る)	(削る)	換	
(削る)	(削る)	電動リフトモーター部	8,100
(削る)	(削る)	品交換	
(削る)	(削る)	電動ティルトモーター	17,000
(削る)	(削る)	交換	
(削る)	(削る)	電動ティルトモーター	8,100
(削る)	(削る)	部品交換	
(削る)	(削る)	ギヤーボックス交換	45,100
(削る)	(削る)	ギヤーボックス部品交	9,700
(削る)	(削る)	換	
(削る)	(削る)	電動リクライニング装	53,300
(削る)	(削る)	置交換	
(削る)	(削る)	電動リクライニング装	22,200
(削る)	(削る)	置部品交換	
(削る)	(削る)	電動ティルト装置交換	53,300
(削る)	(削る)	電動ティルト装置部品	22,200
(削る)	(削る)	交換	
(削る)	(削る)	電動又は電磁式ブレー	17,400
		キ (簡易型用を除	

(削る)	(削る)		く。)交換		
			電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用に限る。)交換	12,500	
(削る)	(削る)		手動ブレーキ交換	12,200	
(削る)	(削る)		手動ブレーキ部品交換	7,200	
(削る)	(削る)		クラッチ交換	8,600	
(削る)	(削る)		フレーム交換	38,300	
(削る)	(削る)		フレーム部品交換	8,900	
(削る)	(削る)		シートフレーム交換	15,100	
(削る)	(削る)		シートフレーム部品交換	6,400	
(削る)	(削る)		電動リフトシートフレーム交換	81,200	
(削る)	(削る)		電動リフトメインフレーム交換	101,500	
(削る)	(削る)		電動ティルトシートフレーム交換	81,200	
(削る)	(削る)		バックサポートパイプ交換	8,800	
(削る)	(削る)	(削る)	延長バックサポート交換	9,300	枕は含めないこと。
(削る)	(削る)	(削る)	枕(オーダー)交換	10,330	レディメイドは50%とすること。
(削る)	(削る)		張り調整式バックサポート交換	15,080	
(削る)	(削る)	(削る)	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	16,950	枕は含めること。
(削る)	(削る)		高さ調整式アームサポート交換	3,310	
(削る)	(削る)		跳ね上げ式アームサ	6,280	

(削る)	(削る)		ポート交換		
(削る)	(削る)		アームサポート拡幅部 品交換	3,610	
(削る)	(削る)		アームサポート延長部 品交換	3,610	
(削る)	(削る)		アームサポートパイプ 交換	4,150	
(削る)	(削る)		アームサポートクッ ション交換	3,450	
(削る)	(削る)		サイドガード交換	5,000	
(削る)	(削る)		バックサポート交換	6,900	
(削る)	(削る)		シート交換	9,290	
(削る)	(削る)	(削る)	フットサポート交換	11,500	前後調整、角度調 整、左右調整の各 構造を有する場合 は、各1,500円増 しとすること。
(削る)	(削る)		フットサポート部品交 換	5,200	
(削る)	(削る)		開閉・脱着式レッグサ ポート交換	6,790	
(削る)	(削る)		キャスター交換	9,600	
(削る)	(削る)		キャスター部品交換	3,900	
(削る)	(削る)		フロントホイール交換	4,300	
(削る)	(削る)		リヤーホイール交換	5,200	
(削る)	(削る)		タイヤ交換	8,100	
(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ（前 輪）交換	5,000	購入後に後付けす る場合は、12,400 円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	ノーパンクタイヤ（後	5,000	購入後に後付けす

				輪) 交換	る場合は、13,300円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)		リヤシャフト交換	6,700
(削る)	(削る)	(削る)		電動リフトシャフト交換	50,800
(削る)	(削る)	(削る)		電動ティルトシャフト交換	58,000
(削る)	(削る)	(削る)		電動リフトチェーン交換	50,800
(削る)	(削る)	(削る)		電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	簡易型電動装置交換	157,500
					アシスト式は、55,000円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	簡易型ホイール交換	27,700
					アシスト式は、6,000円増しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	簡易型ホイール部品交換	3,930
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	簡易型右側駆動装置交換	114,850
					アシスト式は、21,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。

(削る)	(削る)	(削る)	簡易型左側駆動装置交換	84,850	アシスト式は、39,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
(削る)	(削る)		簡易型駆動装置部品交換	23,400	
(削る)	(削る)	(削る)	バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000円増しとすること。
(削る)	(削る)		バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
(削る)	(削る)		バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000	
(削る)	(削る)		バッテリー（リチウムイオン電池）交換	124,400	
(削る)	(削る)		バッテリー部品交換	2,300	
(削る)	(削る)		内蔵充電器交換	47,600	
(削る)	(削る)	(削る)	外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000円増しとすること。
(削る)	(削る)		充電器部品交換	11,800	
(削る)	(削る)		オイル又はグリス交換	2,700	
(削る)	(削る)		ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
(削る)	(削る)		転倒防止装置交換	3,750	
(削る)	(削る)		転倒防止装置（キャス	7,740	

	(削る)	(削る)	ター付き折りたたみ式) 交換	
	(削る)	(削る)	クライマーセット (段差乗り越え補助装置) 交換	18,000
	(削る)	(削る)	フロントサブホイール (溝脱輪防止装置) 交換	11,200
	(削る)	(削る)	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000
	(削る)	(削る)	酸素ボンベ固定装置交換	13,000
	(削る)	(削る)	人工呼吸器搭載台交換	25,000
	(削る)	(削る)	栄養パック取り付け用	10,910
	(削る)	(削る)	ガートル架交換	
	(削る)	(削る)	点滴ポール交換	10,430
	(削る)	(削る)	背座間角度調整部品交換	8,100
	(削る)	(削る)	座奥行き調整 (スライド式) 部品交換	12,080
	(削る)	(削る)	電動スイングチンコン	213,000
	(削る)	(削る)	トロロー一式交換	
	(削る)	(削る)	(以下パーツ)	
	(削る)	(削る)	パワースイングチン	68,250
	(削る)	(削る)	アーム交換	
	(削る)	(削る)	チン操作ボックス交換	15,250
	(削る)	(削る)	セレクター交換	88,000
	(削る)	(削る)	液晶モニター交換	52,000
	(削る)	(削る)	頭部スイッチ・取付	20,000
			金具交換	

	(削る)	(削る)		手動スイングチンコン	35,000	
	(削る)	(削る)		トロールー式交換		
	(削る)	(削る)		(以下パーツ)		
	(削る)	(削る)		手動スイングチン	19,750	
	(削る)	(削る)		アーム交換		
	(削る)	(削る)		チン操作ボックス交	15,250	
	(削る)	(削る)		換		
	(削る)	(削る)		手動スイングアーム交	10,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	換		
	(削る)	(削る)	(削る)	多様入力コントローラ	20,000	購入後に後付けす
	(削る)	(削る)	(削る)	(非常停止スイッチ		る場合は、28,000
	(削る)	(削る)	(削る)	ボックス) 交換		円増しとするこ
	(削る)	(削る)	(削る)			と。
	(削る)	(削る)	(削る)	多様入力コントローラ	30,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	(4方向スイッチボッ		
	(削る)	(削る)	(削る)	クス) 交換		
	(削る)	(削る)	(削る)	多様入力コントローラ	30,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	(4方向スイッチボー		
	(削る)	(削る)	(削る)	ド) 交換		
	(削る)	(削る)	(削る)	多様入力コントローラ	50,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	(8方向スイッチボッ		
	(削る)	(削る)	(削る)	クス) 交換		
	(削る)	(削る)	(削る)	多様入力コントローラ	50,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	(8方向スイッチボー		
	(削る)	(削る)	(削る)	ド) 交換		
	(削る)	(削る)	(削る)	多様入力コントローラ	40,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	(小型ジョイスティッ		
	(削る)	(削る)	(削る)	クボックス) 交換		
	(削る)	(削る)	(削る)	多様入力コントローラ	88,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	(フォースセンサ) 交		
	(削る)	(削る)	(削る)	換		

(削る)	(削る)		多様入力コントローラ (足用ボックス) 交換	40,000	
(削る)	(削る)		簡易1入カー式交換	90,000	
(削る)	(削る)		延長式スイッチ交換	1,000	
(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状 (小ノブ、球ノブ、こ けしノブ) 交換	3,350	購入後に後付けす る場合は、1,650 円増しとするこ と。
(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状 (U ノブ、十字ノブ、ペン ノブ、太長ノブ、T字ノ ブ、極小ノブ) 交換	3,860	購入後に後付けす る場合は、2,980 円増しとするこ と。
(削る)	(削る)	(削る)	感度調整式ジョイス ティック交換	10,000	購入後に後付けす る場合は、5,000 円増しとするこ と。
(削る)	(削る)	(削る)	ジョイスティックのバ ネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する 場合は、500円増 しとすること。
(削る)	(削る)	(削る)	前輪パワーステアリン グ部品交換	51,000	
(削る)	(削る)	(削る)	車載時固定用フック交 換	3,000	1ヶ所当たりとす ること。
(削る)	(削る)	(削る)	日よけ (雨よけ) 部品 交換	12,000	
(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器— 夜光材) 交換	430	1回当たりとする こと。
(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器— 夜光反射材) 交換	670	
(削る)	(削る)	(削る)	シートベルト交換	4,300	
(削る)	(削る)	(削る)	テーブル交換	10,900	

	(削る)	(削る)	(削る)		成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
	(削る)	(削る)			手動リクライニング装置交換	35,000	
	(削る)	(削る)			痰吸引器搭載台交換	25,000	
歩 行 器	キャスタ (大) 交換	8,200		歩 行 器	キャスター (大) 交換	7,400	(略)
	キャスタ (小) 交換	4,100			キャスター (小) 交換	3,700	
	腰掛交換	5,350			腰掛交換	4,850	
	肘当交換	7,950			肘当交換	7,200	
	ブレーキ交換	15,700			ブレーキ交換	14,200	
	グリップ交換	2,050			グリップ交換	1,850	
	塗装	9,400	(略)		塗装	8,500	
歩 行 補 助 つ え	脇当交換	1,650		歩 行 補 助 つ え	脇当交換	1,450	
	凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,150			凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,000	
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	本体修理	53,400		重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	本体修理	50,000	
	固定台 (アーム式又は テーブル置き式) 交換	32,000			固定台 (アーム式又は テーブル置き式) 交換	30,000	
	固定台 (自立スタンド 式) 交換	62,000			固定台 (自立スタンド 式) 交換	50,820	
	入力装置固定具交換	32,000			入力装置固定具交換	30,000	
	呼び鈴交換	21,300			呼び鈴交換	20,000	

呼び鈴分岐装置交換	<u>35,800</u>	
接点式入力装置（スイッチ）交換	<u>10,600</u>	
帯電式入力装置（スイッチ）交換	<u>42,700</u>	触れる操作で信号 入力が可能なタッチ センサーコント ローラーであるこ と。別途必要な タッチ式入力装置 は <u>10,600円</u> 、ピン タッチ式先端部は <u>13,000円</u> 増しとす ること。
筋電式入力装置（スイッチ）交換	<u>85,400</u>	
光電式入力装置（スイッチ）交換	<u>53,400</u>	
呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	<u>37,300</u>	
圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	<u>42,700</u>	
空気圧式入力装置（スイッチ）交換	<u>42,700</u>	（略）
視線検出式入力装置（スイッチ）交換	<u>220,000</u>	
遠隔制御装置交換	<u>36,000</u>	
（注） 1・2 （略）		

呼び鈴分岐装置交換	<u>33,600</u>	
接点式入力装置（スイッチ）交換	<u>10,000</u>	
帯電式入力装置（スイッチ）交換	<u>40,000</u>	触れる操作で信号 入力が可能なタッチ センサーコント ローラーであるこ と。別途必要な タッチ式入力装置 は <u>10,000円</u> 、ピン タッチ式先端部は <u>6,300円</u> 増しとす ること。
筋電式入力装置（スイッチ）交換	<u>80,000</u>	
光電式入力装置（スイッチ）交換	<u>50,000</u>	
呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	<u>35,000</u>	
圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	<u>40,000</u>	
空気圧式入力装置（スイッチ）交換	<u>40,000</u>	（略）
視線検出式入力装置（スイッチ）交換	<u>180,000</u>	
遠隔制御装置交換	<u>21,000</u>	
（注） 1・2 （略）		